【資料２】

墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

令和８年〇月　改定予定

墨田区

目 次

はじめに 1

第１部　基本的な考え方 3

第１章　計画の基本的な考え方 3
第２章　対策の目的等 5
第１節　対策の目的 5
第２節　対策実施上の留意点 7
第３節　対策推進のための役割分担 10
第３章　発生段階等の考え方 13
第４章　対策項目 15

第２部　各対策項目の考え方及び取組 21

第１章　実施体制 21
第１節　準備期 21
第２節　初動期 22
第３節　対応期 24
第２章　情報収集・分析 26
第１節　準備期 26
第２節　初動期 27
第３節　対応期 28
第３章　サーベイランス 30
第１節　準備期 30
第２節　初動期 34
第３節　対応期 35
第４章　情報提供・共有、リスクコミュニケーション 37
第１節　準備期 37
第２節　初動期 41
第３節　対応期 44
第５章　水際対策 48
第１節　準備期 48
第２節　初動期 49
第３節　対応期 51
第６章　まん延防止 53
第１節　準備期 53
第２節　初動期 54

第３節　対応期 55
第７章　ワクチン 59
第１節　準備期 59
第２節　初動期 64
第３節　対応期 68
第８章　医療 73
第１節　準備期 73
第２節　初動期 77
第３節　対応期 79
第９章　治療薬・治療法 83
第１節　準備期 83
第２節　初動期 84
第３節　対応期 86
第１０章　検査 88
第１節　準備期 88
第２節　初動期 90
第３節　対応期 91
第１１章　保健 93
第１節　準備期 93
第２節　初動期 99
第３節　対応期 102
第１２章　物資 109
第１節　準備期 109
第２節　初動期 110
第３節　対応期 111
第１３章　区民生活及び区民経済の安定の確保 112
第１節　準備期 112
第２節　初動期 114
第３節　対応期 116
用語集 119

はじめに

【墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和２（2020）年１月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曽有の感染症危機において、墨田区（以下「区」という。）は、国や東京都等と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、区民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今般の墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも揺るがない強じんで持続可能な都市の実現を目指すものである。

本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【行動計画の改定概要】

区では、平成 20（2008）年 10 月に「墨田区新型インフルエンザ対策行動計画」及び「墨田区新型インフルエンザ対策実施計画」を、また、平成 23（2011）年３月に「墨田区事業継続計画（ＢＣＰ）〈新型インフルエンザ編〉」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成 25（2013）年４月に特措法が施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等※の発生時における危機管理対応の規範とするべく、平成 26（2014）年９月に特措法第８条に基づき新たな行動計画を作成した。

今般、令和６（2024）年７月に政府行動計画が、令和７（2025）年５月に都行動計画が抜本改定されたことを受け、区においても、行動計画の抜本改定を行うものである。

対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を３期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で課題となった項目を独立させるなど、対策項目をこれまでの７項目から政府行動計画及び都行動計画に合わせた 13 項目に拡充し、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の開発・実用化に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。

※　新型インフルエンザ等

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものである。2009 年に世界的大流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）や新型コロナのような新興感染症も本計画の枠組みとなっている。具体的な感染症は次のとおりである。

① 新型インフルエンザ等感染症
② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

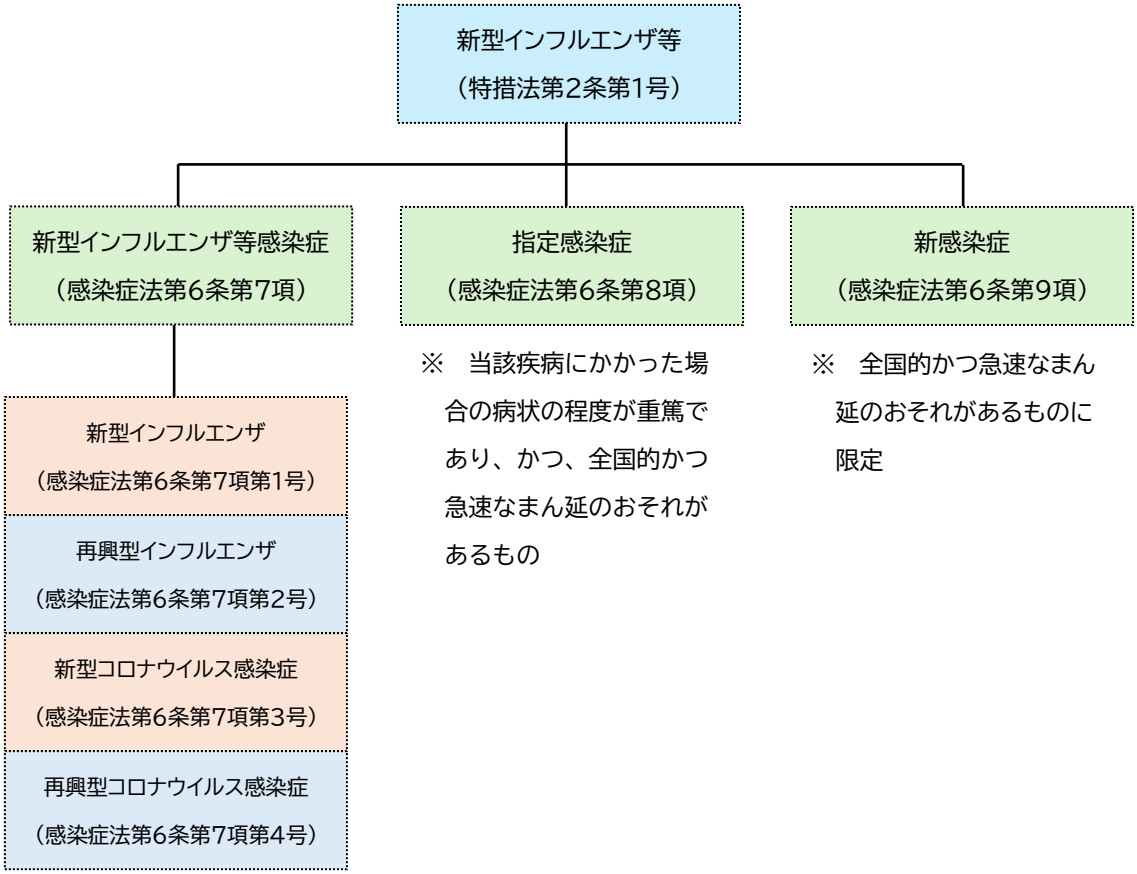

第１部　基本的な考え方

第１章　計画の基本的な考え方

１　根拠

本行動計画は、特措法第８条の規定に基づき策定する計画である。

なお、本行動計画は、墨田区感染症予防計画（以下「区予防計画」という。）及び墨田区健康危機対処計画（感染症編）（以下「区健康危機対処計画」という。）との整合性の確保を図っている。

〈行動計画と関連計画との関係〉

	特措法	医療法	感染症法	地域保健法
国	政府行動計画	医療提供体制の確保に関する基本方針	基本指針	
	新型インフルエンザ等対策ガイドライン	医療計画作成指針	予防計画策定ガイドライン	
東京都	都行動計画	東京都保健医療計画	東京都感染症予防計画	
	保健医療体制ガイドライン			
墨田区（保健所）	行動計画	すみだ健康づくり総合計画	区予防計画	区健康危機対処計画

２　対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

(1)　感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

(2)　感染症法第６条第８項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

(3)　感染症法第６条第９項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

３　計画の基本的な考え方

(1)　政府行動計画及び都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。

(2)　国、都、区、関係機関、区民及び事業者の役割を示し、相互に緊密な連携を図りながら新型インフルエンザ等の対策が推進されるようにする。

(3)　東京スカイツリー等観光名所等効果による国内外からの観光客増加等の社会状況、医療提供体制の状況等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。

(4)　新型インフルエンザ等への対策と併せて、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を区のみならず、関係機関や区民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

４　計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、区や関係機関、区民等について、平時から訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、国や都の動向を踏まえつつ、必要に応じて修正を行っていくこととする。

５　計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

第２章　対策の目的等

第１節　対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の２点を主たる目的として対策を講じていく。

１　感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護

(1)　感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。

(2)　流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

(3)　適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

〈対策の概念図〉

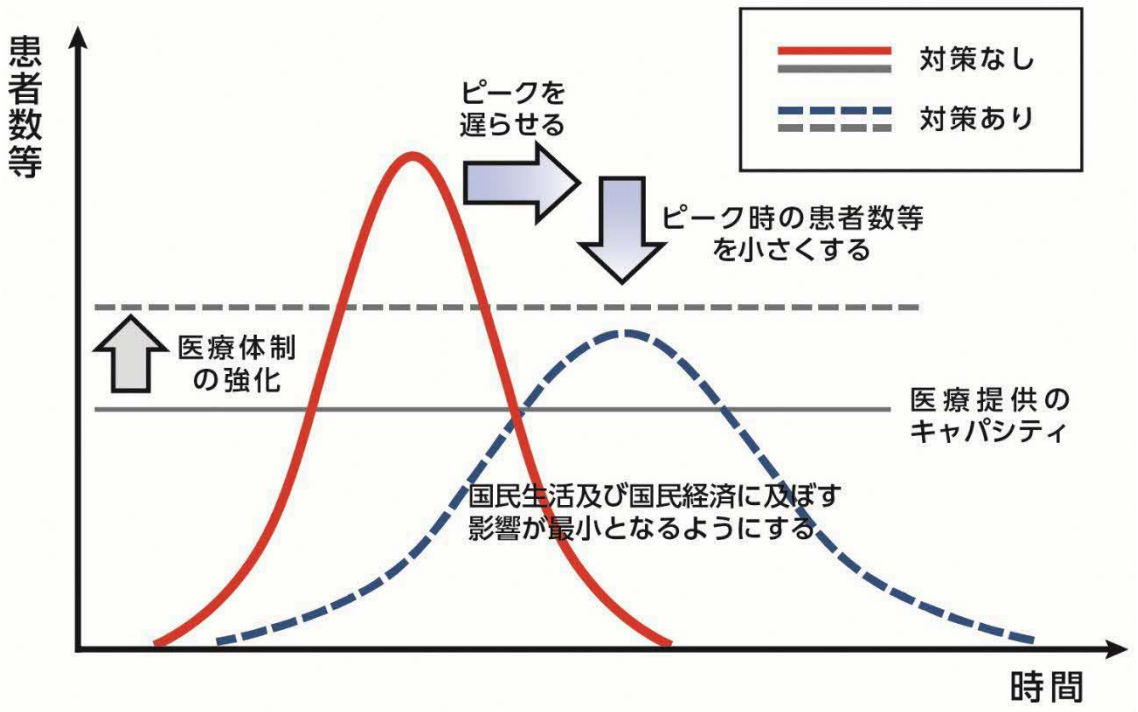

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

２　区民生活及び区民経済に及ぼす影響の最小化

(1)　感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による区民生活及び区民経済への影響を軽減する。

(2)　区民生活及び区民経済の安定を確保する。

(3)　地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。

第２節　対策実施上の留意点

区は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は本行動計画に基づき、国、都・指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

１　平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、次の（1）から（5）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるＤＸの推進等を行う。

(1)　新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2)　迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3)　関係者や区民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や区民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4)　医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5)　ＤＸの推進や人材育成等

国や都と連携し、保健所等の負担軽減（システムへの入力作業の負担を含む。）、医療関連情報の有効活用、国と都及び区の連携の円滑化等を図るためのＤＸの推進や人材育成を進める。

なお、ＤＸの推進に当たっては、ＡＩ（人工知能）技術などの新技術の進展や普及状況も注視しながら、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備や現場の負担軽減に資する技術の活用、システム開発等を検討していく。

２　感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有とにより区民生活及び区民経済への影響を軽減させるとともに、区民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、次の（1）から（4）までの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えとを円滑に行い、区民の生命及び健康の保護と区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1)　可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からそのためのデータ収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを都と連携し構築する。

(2)　医療提供体制と区民生活及び区民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には区予防計画及び区健康危機対処計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるべく感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。注意深く実施するリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける区民や事業者を含め、区民生活や区民経済等に与える影響にも十分留意する。

(3)　状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

都は、科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。また、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。区は、これに基づき、迅速に対応する。

(4)　区民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対応に当たっては、区民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及させ、こどもを含め様々な年代の区民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、区民等が適切な判断や行動をとれるようにする。

３　基本的人権の尊重

区は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、区民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても区民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

４　危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

５　関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）、墨田区新型インフルエンザ等対策本部（以下「区対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

区は、必要に応じ都に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

７　感染症危機下の災害対応

区は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進める。また、発災時には、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や避難の支援等を速やかに行う。

８　記録の作成や保存

区は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、区対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表する。

第３節　対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、区、医療機関、事業者、区民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、区全体が一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び区民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

１　国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は世界保健機関（ＷＨＯ）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び同会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

２　都

都は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施おり、基本的対処方針に基づき、地域における医し的確な判断と対応とが求められる。

第１部　基本的な考え方
第２章　対策の目的等
第３節　対策推進のための役割分担

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制

を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市（以下「保健所設置区市」という。）、感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会等を通じ、東京都感染症予防計画（以下「都予防計画」という。）や東京都保健医療計画（以下「都医療計画」という。）等について協議を行うことが重要である。

また、都予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、ＰＤＣＡサイクルに基づき改善を図る。

３　区

区は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣区と緊密な連携を図る。

区は、感染症法において、まん延防止に関し、都に準じた役割を果たすことが求められていることから、保健所機能の確保等について計画的に準備を行うとともに、区予防計画に基づく取組状況を毎年度、東京都感染症対策連携協議会において都区間で共有し、国に報告するなど、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

区は、都とまん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく。

４　医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、事業継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保す

定に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

５　指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

６　登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

７　一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

区民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

８　区民

区民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第３章　発生段階等の考え方

１　発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画及び都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とする。

２　各階段の概要

(1)　準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、区民に対する啓発や区・企業による事業継続計画等の策定、ＤＸの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

(2)　初動期（Ａ）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部や都対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を見極めつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(3)　対応期（Ｂ、Ｃ－１、Ｃ－２、Ｄ）

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- 封じ込めを念頭に対応する時期（Ｂ）
- 病原体の性状等に応じて対応する時期（Ｃ－１）
- ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（Ｃ－２）
- 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（Ｄ）

〈発生段階及び各段階の概要〉

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	－	発生前の段階	区内における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、区民に対する啓発や区・事業者による事業継続計画等の策定、ＤＸの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	Ａ	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部や都対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を見極めつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染防止に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	Ｂ	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部及び都対策本部の設置後、区内での新型インフルエンザ等の発生初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）
	Ｃ－１	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずるとこを検討する。
	Ｃ－２	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
	Ｄ	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染症等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第４章　対策項目

１　主な対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」こと及び「区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものであり、次の 13 項目を行動計画の主な対策項目とする。

（１）　実施体制
（２）　情報収集・分析
（３）　サーベイランス
（４）　情報提供・共有、リスクコミュニケーション
（５）　水際対策
（６）　まん延防止
（７）　ワクチン
（８）　医療
（９）　治療薬・治療法
(10)　検査
(11)　保健
(12)　物資
(13)　区民生活及び区民経済の安定の確保

２　対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である 13 項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、次に示す（1）から（13）までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

(1)　実施体制

感染症危機は区民の生命及び健康、区民生活及び区民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や区民・事業者の協力の下、都や近隣区とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護し、区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。その際、都からの助言等を得ながら、効果的に対策を推進する。

(2)　情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて区民生活及び区民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備する。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症（発生状況や病原体の特徴等）及び医療の状況等の情報収集・分析並びにリスク評価を実施するとともに、区民生活及び区民経済に関する情報等を収集し、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

(3)　サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築を行うとともに、平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

(4)　情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜（さくそう）しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、区民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、区は、平時から、区民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

(5)　水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、国は、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保する。

国による検疫措置の強化や入国制限等の水際対策の決定に当たっては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及

び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、その内容が検討され、実施される。また、検疫所は、施設が所在する地方公共団体（都道府県及び保健所設置区市）とも平時から緊密に連携を図り、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）に基づく隔離・停留等の措置の円滑な実施に備える。

なお、新型インフルエンザ等の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、強力な水際対策が実施される必要があるが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した水際対策について、実施方法の変更、縮小や中止等の見直しが行われることが重要である。

(6)　まん延防止

都は、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、都民生活及び都民経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、政府対策本部及び都対策本部は、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置の公示を行う。

一方で、特措法第５条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

(7)　ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、区民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。区は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産は

もとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、区においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

(8)　医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ人々の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療提供体制の確保は、健康被害を最小限にとどめ、区民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、区予防計画及び都医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、区民の生命及び健康を保護する。

(9)　治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬の開発・実用化等と治療法の確立は重要な位置付けのものとなる。

新型インフルエンザ等の発生時に治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、国が主体となって、平時から、大学等の研究機関や製薬企業等の研究開発力向上のための施策を講じ、人材の育成・確保や技術の維持向上を図るとともに、治療薬の開発が必要な感染症（重点感染症）に対する情報収集・分析を行い、未知の感染症も念頭に置いた研究開発を推進する。国は、新型インフルエンザ等の発生時に、平時に整備した研究開発体制を活用し、速やかに治療薬の実用化に向けた取組を実施する。

また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から製造能力の強化等を図るとともに、都は、国や関係機関と連携し、医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備・訓練等を行う。

(10) 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握すること

である。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から研究開発や検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。

また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

(11) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、区民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、区民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

都は、区市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から東京都感染症対策連絡協議会の活用等を通じて主体的に対策を講ずる必要がある。

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、区は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から都に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

区は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ＩＣＴの活用等を通じた業務効率化・省力化を行って地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

(12) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

国は、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握等のために必要な体制を整備する。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

(13) 区民生活及び区民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、区民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、区民生活及び区民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や区民等に必要な準備を行うことを勧奨するとともに、区民生活及び区民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や区民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第２部　各対策項目の考え方及び取組

第１章　実施体制

第１節　準備期

＜目的＞

新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

１　実践的な訓練の実施

区は、政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。【保健衛生部】

２　行動計画等の作成や体制整備・強化

(1)　区は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、必要に応じて本行動計画を見直していく。本行動計画を変更する際は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。【危機管理担当、保健衛生部】

(2)　区は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき事業を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、事業継続計画を作成・変更する。【危機管理担当、各部】

(3)　区は、国や国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「ＪＩＨＳ」という。）、都の研修等を積極的に活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材等の確保や育成に努める。【総務部、保健衛生部】

(4)　区は、平時から、国及び都と連携し、区民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。【保健衛生部】

３　関係機関の連携の強化

(1)　区は、国及び都と連携して、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。【保健衛生部】

(2)　区は、国及び都とともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。【保健衛生部、関係部】

第２節　初動期

＜目的＞

新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、区民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、必要に応じて墨田区危機管理連絡会議を開催し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

１　新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置

区は、国や都から、特措法、感染症法及び検疫法上の感染症についての情報収集を積極的に行う。【保健衛生部】

２　新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

(1)　国は、ＷＨＯが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（ＰＨＥＩＣ宣言等）する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、直ちに関係部局や関係省庁等間での情報共有を行う。また、感染症の発生動向や、状況の推移に応じ必要となる感染症法、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）及び特措法上の措置を的確に実施するため、各法律の適用対象の類型のいずれに該当するかの検討を行い、必要となる政令の改正等を実施する。厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告する。

(2)　都は、厚生労働省から新型インフルエンザ等が発生したと認める旨を公表することについての情報を入手した場合には、直ちに知事に報告するとともに、総務局と保健医療局の相互で情報共有する。

(3)　区は、国や東京都から新型インフルエンザ等が発生したと認める旨を公表することについての情報を入手した場合には、直ちに区長に報告するとともに、関係部署で情報共有する。【保健衛生部、危機管理担当、関係部】

(4)　国や都が対策本部を設置した場合は、区は、必要に応じて危機管理連絡会議を開催し、対策本部の設置を検討するとともに、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【危機管理担当、保健衛生部】

(5)　区は、必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう全庁的な対応を進める。【総務部、各部】

３　区対策本部の設置等

区は、区対策本部を設置した場合は、以下の取組を実施する。

(1)　都へ速やかに連絡するとともに、区ウェブサイトへの掲載やＳＮＳでの発信等を通じて、区民や事業者等に対し迅速かつ積極的に情報提供を行う。【企画経営室・

危機管理担当】

(2)　区の対応について、都や医療機関等に迅速かつ的確に情報提供・共有し、今後の対応について関係機関と緊密に連携していく。【保健衛生部、危機管理担当】

(3)　事態の推移に応じて必要となる要員を「墨田区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則」に基づき柔軟かつ的確に確保し、全庁を挙げた体制を構築する。【危機管理担当、保健衛生部、各部】

(4)　各部は、区事業継続計画（ＢＣＰ）＜新型インフルエンザ編＞・＜新型コロナウイルス感染症対応版＞に基づき既存業務を精査し、応援要員を確保するとともに、職員が感染により不足しても継続業務を執行できる体制を構築する。【危機管理担当、各部】

(5)　各部は、区対策本部が基本的対処方針に基づき具体的な対策を決定するまでの間、具体の対応を感染症の性質や事態の推移に応じて柔軟かつ的確に実施する。【各部】

４　迅速な対応の実施に必要な予算の確保

区は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について所要の準備を行う。【企画経営室、各部】

第３節　対応期

＜目的＞

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに区民生活及び区民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

１　基本となる実施体制の在り方

区は、政府対策本部設置後においては、速やかに次の実施体制をとる。

(1)　対策の実施体制

①　都と連携して、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、区民生活や区民経済に関する情報等に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【保健衛生部、危機管理担当、各部】

②　区内の感染状況について情報を把握する体制を整備した上で、収集した情報に基づき、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【保健衛生部、危機管理担当、各部】

③　新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。【総務部】

(2)　都による総合調整への協力

都が行う感染症法に定める入院勧告又は入院措置等に関する総合調整に協力するとともに、都から入院勧告又は入院措置に関し必要な指示があった場合はこれに従う。

(3)　職員の応援・事務の代行

①　その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、都に対して応援を求める。【総務部、保健衛生部】

②　新型インフルエンザ等のまん延により、区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。【総務部、保健衛生部】

(4)　必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて基金等による財源を確保し、必要な対策を実施する。【企画経営室、各部】

２　まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言

(1)　まん延防止等重点措置への対応

区は、都がまん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、必要な協力する。

(2)　緊急事態宣言への対応

区は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言であり、以下「緊急事態宣言」という。）がなされた場合は、直ちに区対策本部を設置する。また、その区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。【危機管理担当、保健衛生部、各部】

３　特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

区は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなれされたときは、遅滞なく区対策本部を廃止する。【危機管理担当】

第２章　情報収集・分析

第１節　準備期

＜目的＞

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、感染症対策における意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、区民生活及び区民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

１　実施体制

(1)　区は、都と連携して、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的を関係機関と共有した上で、国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制を整備する。また、区内外の関係機関や専門家等との交流を深める等、ネットワークの形成や維持・向上に努める。特に情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から区内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。【保健衛生部】

(2)　区は、国や都から提供された情報収集・分析結果について、必要に応じ関係機関に速やかに共有する。【保健衛生部】

(3)　区は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。【保健衛生部】

２　訓練

区は、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集の実施体制の運用状況等の確認を行う。【保健衛生部】

第２節　初動期

＜目的＞

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う。また、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行い、対策の検討を行う。

１　実施体制

(1)　区は、国及び都から、鳥等との接触歴がなく、持続的なヒトーヒト感染の可能性が確認されるなど、新型インフルエンザ等の関連情報を入手した場合には、関係部署間の相互で情報共有し、区長に報告する。【危機管理担当、保健衛生部】

(2)　新型インフルエンザ等が発生した場合は、区は、都と連携して、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。【保健衛生部】

(3)　区は、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症の情報収集・分析、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や区医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。【保健衛生部】

２　情報収集・分析に基づくリスク評価

区は、国及びＪＩＨＳが実施するリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、区保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。【保健衛生部】

３　情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

区は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報や対策について、区民等に分かりやすく提供・共有する。

情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【保健衛生部、危機管理担当】

第３節　対応期

＜目的＞

感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析（ウイルスの伝播性・病原性・遺伝子変化などの解析、ウイルス制御に関する様々な分野の情報収集）及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と区民生活及び区民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

１　実施体制

区は、都と連携して、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を区民や医療機関等へ幅広く提供する。【保健衛生部】

２　リスク評価

(1)　情報収集・分析に基づくリスク評価

①　区は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、国際機関、研究機関等の情報や、国及び都からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。【保健衛生部】

②　区は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、区民生活及び区民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し考慮する。【保健衛生部、関係部】

(2)　リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

①　区は、国及び都が実施するリスク評価に協力する。【保健衛生部】

②　区は、国が示す方針も踏まえながら、区内の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。【保健衛生部】

③　区は、国及び都から提供されたまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、区民等に分かりやすく情報を提供・共有する。【危機管理担当、保健衛生部】

(3)　リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

区は、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。【保健衛生部】

３　情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

区は、国や都が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報や対策について、区民等に分かりやすく提供・共有する。

情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【保健衛生部、危機管理担当】

第３章　サーベイランス

第１節　準備期

＜目的＞

本章でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、都や区においては地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切である。そのためには、区は都と連携して、平時からサーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

このため、平時からサーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、区内の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

１　実施体制

(1)　区は、都と連携して、感染症サーベイランスシステム、感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（Ｋ－ｎｅｔ）等を活用し、迅速かつ的確な情報収集・分析を行い、区、都、東京都健康安全研究センター、医療機関における緊密な情報連携体制の構築を実現する。また、有事の際の円滑な情報収集を実現するため、都と協力し、医療機関による電磁的方法による発生届の提出を促進する。【保健衛生部】

(2)　区は、都と連携して、国内外の感染症に関する情報を迅速に収集、分析し、区民や医療機関等の関係機関に発信するとともに、区保健所等への専門的・技術的な支援や人材育成を図るなど、集積した知見を生かし、区の感染症対策の向上を図る。【保健衛生部】

(3)　区は、感染症危機対応時における、業務量の大幅な増加に備え、平時から必要となる体制や役割分担を確認し、速やかに体制を拡大できるよう準備を行う。【保健衛生部】

２　平時に行う感染症サーベイランス

(1)　区は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。【保健衛生部】

(2)　区は、平時から、季節性インフルエンザに関する患者発生サーベイランス、病原体サーベイランス、集団発生時報告、入院サーベイランス、クラスターサーベイランス等各種サーベイランスを実施し、情報の解析・集積を行う。【保健衛生部】

(3)　区は、都やＪＩＨＳ等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。【保健衛生部】

(4)　区は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、都等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。

また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。【保健衛生部】

(5)　区は、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを利用した疑似症サーベイランス等による新型インフルエンザの早期探知の運用の習熟を行う。【保健衛生部】

(6)　区は、都と協力し、東京感染症アラート（鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群の感染の発生地域からの帰国者などで当該症例が疑われる患者が医療機関で確認された場合に、保健所に報告し、疫学調査及び病原体検査を速やかに実施する仕組み）を活用して患者発生の早期把握を図る。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、国が実施する感染症を疑わせる症状があり、症状が重篤と医師が判断し、直ちに特定の感染症と診断することが困難と判断した患者に関する定点医療機関からの報告を収集・分析する疑似症サーベイランスや、都が実施する東京消防庁からの救急搬送時の情報に関する報告を収集・分析する感染症救急搬送サーベイランスに引き続き協力する。

(7)　区は、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校を対象とした「学校等欠席者・感染症情報システム」及び、高齢者施設を対象とした「高齢者施設感染症情報収集システム」を用い、平時から呼吸器症状、発熱、発疹等の感染症が疑われる患者の発生状況を把握し患者発生の早期把握を図る。

また、これらのシステムの活用により得られた感染症の発生状況を分析・活用し、流行状況について区ウェブサイト等により関係機関に情報提供を行う。

なお、システム未導入の施設に対しては、主管課と連携して、システムの導入を積極的に推進し、システムを既に導入している施設に対しては、フォローアップ研修等を実施する。【福祉部、保健衛生部、子ども・子育て支援部、教育委員会事務局】

〈学校等欠席者・感染症情報システム　高齢者施設感染症情報収集システムの概要〉

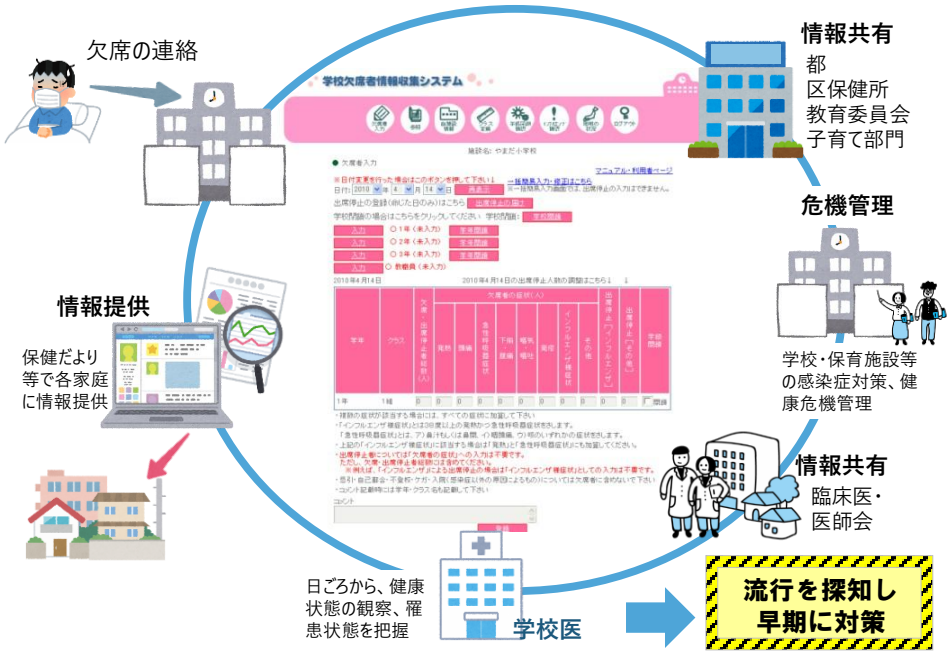

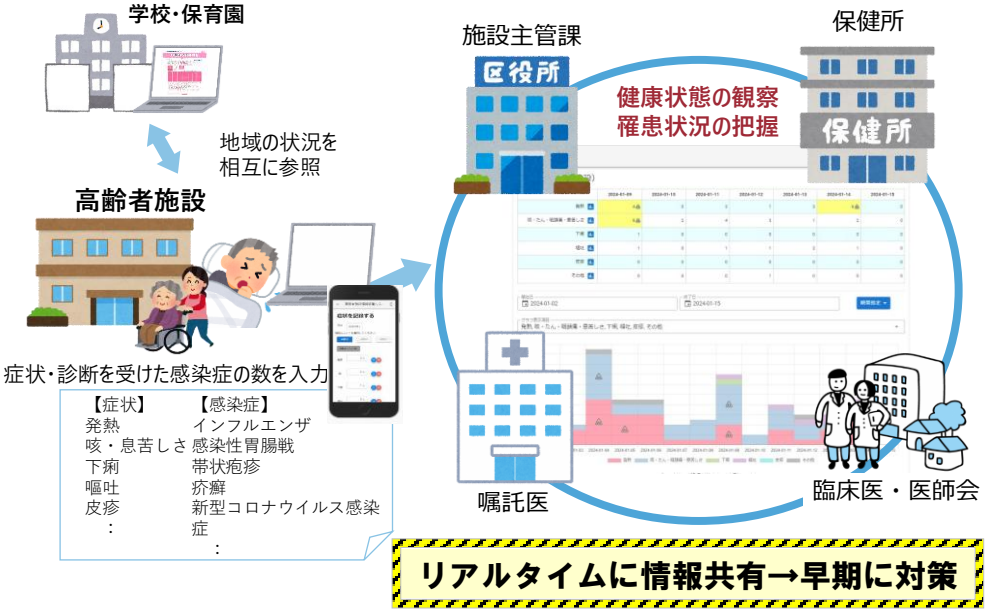

３　人材育成及び研修の実施

区は、新型インフルエンザをはじめとする多様な感染症に総合的に対応でき、感染症危機管理を担う人材を育成するため、感染症危機管理において中心的な役割を果たし公衆衛生を担当する保健所等の職員を対象として、東京都健康安全研究センターが実施する感染症対策従事者を対象とした研修や国その他の専門機関が実施する研修

に保健所の感染症業務を担当する医師・保健師を派遣し、疫学調査、感染管理指導、公衆衛生データの分析や対策立案等の向上を図る。また、保健所の職員に対する所内研修を行い、感染拡大等における対応力を強化する。

さらに、育成した人材を積極的に研修会の講師として活用するなど、その成果を感染症対策に携わる各機関で共有していく。【保健衛生部】

４　ＤＸの推進

(1)　区は、新型コロナ対応での取組実績を参考に、新型インフルエンザ等の発生等を見据えながら、デジタル技術の活用など、更なる業務の効率化に取り組む。また、都と連携して、各保健所におけるデジタル化の好事例などを相互に共有するなど、保健所業務のＤＸを推進していく。【保健衛生部】

(2)　区は、墨田区医師会等の協力を得ながら、医療機関に保健所への感染症の届出の重要性を周知し、感染症の診断を行った医師が速やかに届け出るよう周知徹底を図る。

さらに、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症法の改正により電磁的方法による発生届の提出について、感染症指定医療機関の医師については義務化され、その他の医師については努力義務化されたことを踏まえ、都及び墨田区医師会と協力し、医療機関への働き掛けを行っていく。【保健衛生部】

(3)　区は、発生動向調査や積極的疫学調査における検査・分析結果等を速やかに取得し共有することで、感染拡大防止に向けて迅速な初動対応につなげるとともに、各機関で個別に把握している感染症固有の情報や海外の最新の知見などを共有することで、効果的かつ適切な感染症対策につなげるため、都が実施する感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（Ｋ－ｎｅｔ）等の改修を支援する。【保健衛生部】

５　感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

(1)　区は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、住民等へ分かりやすく提供・共有する。【保健衛生部】

(2)　区は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【保健衛生部】

第２節　初動期

＜目的＞

初動期において、区は、区内における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、都や関係機関と連携して、速やかに検査を実施することで、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

１　実施体制

新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。また、帰国者や接触者以外の患者を早期探知することが重要である。このため、平時において通年実施しているサーベイランスに加え、臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。【保健衛生部】

２　リスク評価

(1)　有事の感染症サーベイランスの開始

①　区は、感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、速やかに疑似症の症例定義の確認を行い、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。また、感染症の特徴（感染経路等）や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。【保健衛生部】

②　区は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体を東京都健康安全研究センター等に送付し、亜型等の同定を行う。【保健衛生部】

(2)　感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の共有

区は、区内の感染症の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、国や都と連携し、区民等へ分かりやすく提供・共有する。

情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【保健衛生部】

第３節　対応期

＜目的＞

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、引き続き新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

１　実施体制

国内の患者数が増加し、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死亡者に限定した情報収集が重要となる。

新型コロナ対応時において、ウイルスの変異は、感染力、重症化の程度、ワクチン接種の効果などに様々な影響を及ぼしたことから、変異株サーベイランスを実施した。

初動期に実施していたサーベイランスについて、国や都の方針や専門家の意見も踏まえ、実施方法の必要な見直しを行い、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。【保健衛生部】

２　リスク評価

(1)　有事の感染症サーベイランスの実施

区は、国や都と連携し、区内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

区は、都と連携して、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じて、区内の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。【保健衛生部】

(2)　リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

区は、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、国や都の方針や専門家の意見も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。【保

第２部　各対策項目の考え方及び取組
第３章　サーベイランス
第３節　対応期

られた情報及び分析結果の共有

区は、国や都からの情報も踏まえ、感染症サーベイランスにより区内の新型インフルエンザ等の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め、区民等へ新型インフルエンザ等の発生状況等について迅速に提供・共有する。

特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて区民等に分かりやすく情報を提供・共有する。

情報の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【保健衛生部】

第４章　情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第１節　準備期

＜目的＞

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、区民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、区は、平時から、区民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、区による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた区民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

１　新型インフルエンザ等の発生前における区民等への情報提供・共有

(1)　区における情報提供・共有

①　準備期から区民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、有用な情報源として区民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進めるほか、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も考えられる。【企画経営室、保健衛生部】

②　区立学校に対しては、学校における換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について定め、周知する。また、区立学校における感染対策について、必要に応じ、私立学校に周知する。【教育委員会事務局】

③　新型インフルエンザ等についての正確な知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、区民一人一人が感染予防策を理解することで、初めて感染拡大防止が可能となる。そのため区は、区ウェブサイト、区のお知らせ、ＳＮＳ等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、国や都からの情報にしたがって医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。【保健衛生部】

〈情報提供・共有の形態及び方法〉

形態	方法
Ａ 直接的な提供・共有	区ウェブサイト
	区報
	リーフレット・パンフレット・ポスター
	ＳＮＳ（文字ベースのもの）
	ＳＮＳ（動画ベースのもの）
Ｂ メディア等を通じた広告、提供・共有	インターネット広告
	電子看板、街頭ビジョン
	回覧板、掲示板、タウン誌その他の地域独自の媒体
Ｃ 間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有
	公共交通機関の車内放送・駅等でのアナウンス
	防災行政無線

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）より一部独自作成

【リスク情報の伝え方】

リスク情報は、科学的知見に基づくものであるが、理解しやすい形で分かりやすく伝えるためには、次のような点に留意することが重要である。

a　実際のリスク認知は、客観的な要素と主観的な要素を基に、立場等に応じて、総合的に判断される。このため、リスク情報を伝える際には、本人や社会にとって意味があると感じられる、自分が取り得る対策を、併せて伝えることが重要である。その際、推奨される行動等は、実行しやすいよう、可能な限り、具体的で肯定的な伝え方をすることが望ましい。

b　現時点で分かっていることと不確実なこととの線引きをワンボイスで明確化しつつ、さらに、現在のみならず将来を含めた一貫性を確保するため、情報は現時点におけるものであり、更新され得る旨をあらかじめ付記しておくことや、残っている古い情報に依拠してしまうことによる混乱をできるだけ防ぐため、各種情報には更新時期を明記しておくことも重要である。

c　リスクの有無は程度の問題であることを理解しやすくするため、換算可能な数値や身近にある例を挙げて、イメージしやすいものにする工夫も考えられる。また、統計を示して説明する場合、直感的に分かりやすく、誤解の可能性も低くするため、割合だけでなく分母や実数といった生の数値も示しつつ、視覚化することが望ましい。

(2)　偏見・差別等に関する啓発

区は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、感染者等のプライバシーに配慮することや正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、啓発する。【総務部、保健衛生部】

(3)　偽・誤情報に関する啓発

①　区は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、更にＳＮＳ等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、ＡＩ（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、区民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。【企画経営室、保健衛生部】

②　感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、区民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。これらの取組等を通じ、区による情報提供・共有が有用な情報源として、区民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。【企画経営室、保健衛生部】

２　新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

区は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

(1)　迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

①　区は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて区民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、区民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。【保健衛生部、関係部】

②　区として一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。【保健衛生部】

③　区は、新型インフルエンザ等の発生時に、都と連携して、情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。【保健衛生部】

④　区は、国から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。【保健衛生部】

⑤　外国人に対しては、都と連携して、大使館や国際交流協会、民間等の協力を得ながら、情報提供する。【地域力支援部、保健衛生部】

(2)　双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

①　区は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。【企画経営室、保健衛生部】

〈広聴の形態及び方法〉

形態	方法
Ａ ツール等を通した意見や関心の聴取	区ウェブサイトへの意見
	区ウェブサイトのアクセス分析
	ソーシャルリスニング（ＳＮＳ等での発信状況の収集・分析）
	コールセンターへの質問・意見
	パブリックコメント
Ｂ 間接的な意見や関心の聴取	各種団体からの要望や情報提供・共有等

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

② 区は、コールセンター等が設置できるよう準備をすすめる。【保健衛生部】

③ 区は、区民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等をはじめ、リスクコミュニケーションの取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。【企画経営室、保健衛生部】

第２節　初動期

＜目的＞

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、区民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、区民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有し、理解を求めるとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等の不安の解消等に努める。

１　区における情報提供・共有

(1)　区は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、区民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。【保健衛生部】

(2)　区は、感染症の発生状況及び感染対策等について、報道発表、記者会見（記者への説明、資料配布）、区ウェブサイトへの掲載、ＳＮＳでの発信等により迅速かつ積極的に情報提供・共有を行う。その際、区は、区が伝えたい情報等を区民等と正しく共有できるよう、収集・分析した情報に専門家の視点も加え、分かりやすいメッセージを発信する。【企画経営室、保健衛生部】

(3)　メッセージの発信では、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。【企画経営室、保健衛生部】

(4)　発生段階や政府の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置に応じて、感染症対策の徹底などを呼び掛ける。【企画経営室、保健衛生部、危機管理担当】

(5)　区は、区民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【保健衛生部、関係部】

(6)　区は、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、区民

等に対しては偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。【保健衛生部】

(7)　区は、感染症の発生状況や留意すべき点をまとめた特設サイトの開設を必要に応じて準備する。【企画経営室、保健衛生部】

(8)　区は、区の報道発表を「墨田区新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理する。【危機管理担当】

(9)　区は、都と情報提供・共有し、区民等への情報提供を行う。【保健衛生部】

(10) 区は、学校や社会福祉施設等へ情報提供・共有する。【保健衛生部、関係部】

(11) 区は、国から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。【保健衛生部】

(12) 区は、外国人向けを含めた区ウェブサイトやＳＮＳ等を通じての広報を行う。【企画経営室、地域力支援部、保健衛生部】

２　双方向のコミュニケーションの実施

(1)　区は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、ＳＮＳの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【企画経営室、保健衛生部】

(2)　区は、コールセンター等を設置する。【保健衛生部】

(3)　区は、国から提供されたＱ＆Ａを区ウェブサイトなどへ掲載する。【保健衛生部】

３　偏見・差別等や偽・誤情報への対応

(1)　区は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について区民及び事業者に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、感染者等のプライバシーに配慮することや正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるように留意しながら情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、区民等に周知する。【総務部、保健衛生部】

(2)　区は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有

する等、区民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【企画経営室、保健衛生部】

第３節　対応期

＜目的＞

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、区は、区民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する区民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、区民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等の不安の解消等に努める。

１　基本的方針

(1)　区における情報提供・共有について

区は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、区の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、区民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。【保健衛生部】

(2)　迅速かつ一体的な情報提供・共有

①　区は、区民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、区民や報道機関等に対して偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。【企画経営室・保健衛生部】

②　発生段階や政府の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置に応じて、予防策の徹底などを呼び掛ける。【保健衛生部】

③　区は、区民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解

しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【保健衛生部、各部】

④　区は、区民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じて、関係局部等の情報を集約の上、総覧できる特設サイトを運営する。【企画経営室、各部】

⑤　区は、国や都の協力のもと、情報提供・共有の在り方を踏まえ、区民等へ情報提供・共有を行う。【保健衛生部】

⑥　区は、外国人向けを含めた区ウェブサイトやＳＮＳ等を通じての広報を行う。【地域力支援部、保健衛生部】

(3)　双方向のコミュニケーションの実施

①　感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、区は、一方向の情報提供だけでなく、ＳＮＳの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【企画経営室、保健衛生部】

②　区は、コールセンター等を継続して運営する。【保健衛生部】

③　区は、国から提供されたＱ＆Ａを区ウェブサイトへ掲載する。【保健衛生部】

(4)　偏見・差別等や偽・誤情報への対応

①　区は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、区民及び事業者に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、感染者等のプライバシーに配慮することや正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、区民等に周知する。【総務部、保健衛生部】

②　区は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【企画経営室、保健衛生部】

２　リスク評価に基づく方針の決定・見直し

区は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、次のとおり対応する。また、ウイルスに変異があった場合は、次の対応を繰り返し実施することもあるため、都に必要な協力をして、速やかにリスク評価・分析を実施する。

(1)　封じ込めを念頭に対応する時期

①　区内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、区は、区民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、感染症対策の根拠を丁寧に説明する。【保健衛生部】

②　区民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、区民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、区は、都の協力のもと、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。【保健衛生部】

(2)　病原体の性状等に応じて対応する時期

①　病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大くくりの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、区民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。【保健衛生部】

②　こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や区民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、都の協力のもと、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。【保健衛生部、関係部】

(3)　特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケ

ーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。順次、広報体制の縮小等を行う。【保健衛生部】

第５章　水際対策

第１節　準備期

＜目的＞

平時から国が実施する水際対策における都との連携に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、実施に必要な物資及び施設の確保を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に国及び都と連携した円滑かつ迅速な水際対策を講ずる。

また、平時から都と連携して、海外における感染症情報の収集を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、出国予定者に向けて適時適切な情報提供・共有を行う。

１　水際対策の実施に関する体制の整備

(1)　区は、検疫所が実施する訓練の機会等において、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図っておく。【保健衛生部】

(2)　国において、帰国者等の健康監視や都道府県等への情報共有等を円滑に行うためシステムを整備した場合、区は、国や都の指示に従い、当該システムの内容を確認するとともに、操作の習熟を図る。【保健衛生部】

２　出国予定者への情報提供・共有に関する体制の整備

(1)　区は、国及び都が実施する体制整備に関し、適宜、適切に情報共有を行い、区における対応方針を整理する。【保健衛生部】

(2)　区は、国及び都と連携して、出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。【保健衛生部】

３　国及び都との連携

区は、平時から国及び都が実施する水際対策との連携に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、実施に必要な物資及び施設の確保を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に国及び都と連携した円滑かつ迅速な水際対策を講ずる。【保健衛生部】

第２節　初動期

＜目的＞

新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に国及び都が実施する水際対策に協力することにより、区内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、区内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。

区の感染状況を適宜都に報告し、国及び都が実施する水際対策の方針決定のための情報提供を実施する。国及び都が水際対策を変更した場合には、速やかに体制を変更する。

１　新型インフルエンザ等の発生初期の対応

(1)　区は、都と連携して、健康監視対象者の情報を入手し、感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築する。【保健衛生部】

(2)　区は、国及び都と連携して、検疫所からの発生届の提出等に関する連絡等の情報を共有するとともに、患者等に対し必要な保健指導等を行う。【保健衛生部】

２　新型インフルエンザ等の検疫法上の類型の決定等

区は、都が、国において、当該感染症が検疫法上の感染症の類型のいずれかに該当するかの検討がなされ、感染症の政令指定が行われた場合、都は、速やかに関係機関に情報共有するとともに、あらかじめ指定された体制に移行するにあたり、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

３　検疫強化への協力

(1)　区は、国及び都と連携し、健康監視対象者の情報を入手した場合、健康監視に協力をする。【保健衛生部】

(2)　区は、国及び都の対応状況に関する情報提供を受け、必要な感染対策を実施する。【保健衛生部】

４　新型インフルエンザ等の感染疑い及び有症状者等への対応

区は、国や都と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視に協力する。【保健衛生部】

５　情報提供

(1)　区は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合において、国が感染症危険情報を発出した際は、出国予定者に対し、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行うとともに、ウェブサイト等においても注意喚起を行う。【保健衛生部】

(2)　区は、区立学校等に対し、発生国・地域に留学等している在籍者への感染予防の

ための注意喚起、発生国・地域において感染が疑われた場合の対応等について周知する。【保健衛生部、教育委員会事務局】

６　在外邦人支援

区は、都と連携して、国が実施する帰国者対応に関し、必要な協力を実施する。【保健衛生部】

第３節　対応期

＜目的＞

新たな病原体(変異株を含む。)の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえながら、国及び都、関係機関と連携して適切に水際対策を実施する。

１　封じ込めを念頭に対応する時期

区は、第２節５の対応を継続する。【保健衛生部】

２　病原体の性状等に応じて対応する時期

(1)　国は、初動期の対応を継続しつつ、リスク評価の結果に基づき、国内外の感染状況、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策を検討し、実施する。

また、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。

(2)　区は、国が公表した水際対策の方針変更について、関係機関等と速やかに情報共有するとともに、第２節５の対応を継続する。【保健衛生部】

３　ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

(1)　国は、ワクチンや治療薬の開発や普及によって、感染拡大に伴うリスクが低下すると考えられることから、これらの開発や普及状況に応じて水際対策の実施方法の変更、緩和又は中止を検討し、実施する。

(2)　国は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等の変化により、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策に合理性が認められなくなった場合には、水際対策を縮小し、又は中止する。

(3)　国は、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。

(4)　区は、国が公表した水際対策の方針変更について、都や関係機関等と速やかに情報共有するとともに、第２節５の対応を継続する。【保健衛生部】

４　水際対策の変更の方針の公表

(1)　国は、水際対策の強化、緩和又は中止を行うに当たっては、その方針について国内外に公表するとともに、関係機関等に必要な対応を依頼するとされている。

(2)　区は、国が公表した水際対策の方針変更について、都や関係機関等と速やかに情報を共有し、必要に応じて第２節５の対応の永続や中止等について判断を行い、適切に対応する。【保健衛生部】

第６章　まん延防止

第１節　準備期

＜目的＞

新型インフルエンザ等が発生し、区民が免疫を獲得していない段階では、区内において感染が急速に拡大し、区民生活及び区民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、有事においては急速な感染拡大による社会的影響を緩和するためのまん延防止対策を実施することが必要となり、その実施について区民や事業者から協力を得るため、対策の必要性についての理解促進に取り組む。

１　新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

区は、平時から区民に対して、墨田区医師会等の医療関係団体、企業団体等と連携しながら、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の正確な知識普及を図る。

また、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、区民の生命及び健康を保護するためには、区民一人ひとりの感染対策への協力が重要であること、自らの感染が疑われる場合は相談センター等に連絡し指示を仰ぐこと、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、理解促進を図る。【保健衛生部】

第２節　初動期

＜目的＞

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、区内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

１　区内でのまん延防止対策の準備

(1)　区は、国及び都と相互に連携し、区内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

また、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国や都と相互に連携し、適切に対応する。【保健衛生部】

(2)　区は、都と連携して、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づく有効なまん延防止対策に資する情報を速やかに入手し、区におけるリスク評価を実施する。【保健衛生部】

(3)　区は、国からの要請を受けて、事業継続計画に基づく対応の準備を行う。【危機管理担当、各部】

第３節　対応期

＜目的＞

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、都と連携して、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、区民の生命及び健康を保護する。その際、区民生活及び区民経済への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、都と連携して、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、区民生活及び区民経済への影響の軽減を図る。

１　患者や濃厚接触者への対応

区は、国及び都と連携して、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等に有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。【保健衛生部】

(1)　患者対策

①　患者対策の目的は、当該患者からの新たな感染の機会を最小限にすることである。基本的な患者対策は、感染症法の規定に基づく入院勧告・措置、汚染された場所の消毒などにより行う場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として行う場合がある。

②　このため、区は、都と連携して、医療機関での診察、東京都健康安全研究センター及び民間検査機関等による検査により、速やかに患者を特定し、適切な医療を提供する体制や円滑に医療機関等に搬送等が可能な体制を構築する。（新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「医療に関するガイドライン」及び「保健に関するガイドライン」参照。）【保健衛生部】

(2)　濃厚接触者対策

①　新型インフルエンザ等の患者と濃厚接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。）は、すでに感染している可能性があるため、潜伏期間中は、区は、必要に応じ、濃厚接触者対策を実施する。濃厚接触者対策は、感染症法に基づき健康観察、外出自粛の要請等として実施される場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として実施する場合がある。

なお、必要な場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施する場合もある。【保健衛生部】

② 区においては、国及び都と協力し、健康観察のための体制整備や、必要な抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に向けた準備等を行う。（新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「治療薬・治療法に関するガイドライン」参照。）【保健衛生部】

２　区施設等における対応

(1)　営業時間の変更や休業等

都は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設(※)を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。

これらを踏まえ、区は、次のとおり対応する。

① 区立学校における対応

区は、都からの要請を受けて、次のとおり感染拡大防止対策を講ずる。【保健衛生部、教育委員会事務局】

ア　新型インフルエンザ等の疑い又はり患していると診断された児童・生徒への対応については、病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。【保健衛生部、教育委員会事務局】

イ　患者等の集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講ずる。【保健衛生部、教育委員会事務局】

ウ　複数の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じて、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。さらに、感染が拡大し、区内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての区立学校の閉鎖について検討する。【保健衛生部、教育委員会事務局】

② 区施設（①を除く）における対応

区は、都が施設管理者等に対して行う要請内容に準じて、開設時間の変更、施設の使用制限（人数制限や無観客開催）、臨時休業等の措置をとる。【関係部】

(2)　まん延の防止のための措置

都は、必要に応じて、上記(1)のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。

区は、区施設において、上記要請内容に準じた措置を講じる。【関係部】

(3)　社会福祉施設等への対応

区は、国からの要請を受けて、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。【保健衛生部・関係部】

（※）多数の者が利用する施設（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号。以下「特措法施行令」という。）第 11 条に規定する施設）

ⅰ 学校（ⅲに掲げるものを除く。）

ⅱ 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

ⅲ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設

ⅳ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

ⅴ 集会場又は公会堂

ⅵ 展示場

ⅶ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器、個人防護具（感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する個人防護具をいう。）その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）

ⅷ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

ⅸ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

ⅹ 博物館、美術館又は図書館

ⅺ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

ⅻ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

ⅹⅲ 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

ⅹⅳ 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（ⅺに該当するものを除く。）

※　ⅲ～ⅹⅳの施設については、1,000 ㎡超の施設が対象だが、1,000 ㎡以下の施設についても、まん延防止の目的が達成できない差し迫った状況が認められる場合で、特措法施行令第 11 条第 1 項第 15 号の規定に基づき、国が特に定めた場合は対象となる。

【まん延の防止のための措置の要請の内容と主な留意事項】
（ア）従業員に対する検査を受けることの勧奨
（イ）入場者の感染防止のための整理及び誘導
（ウ）発熱その他の症状のある者の入場の禁止
（エ）手指の消毒設備の設置
（オ）事業所・施設の消毒
（カ）入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
（キ）正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止

第７章　ワクチン

第１節　準備期

＜目的＞

新型インフルエンザ等の発生時に、区民の生命及び健康を保護し、区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び都と連携して、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

１　ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

区は、都が支援する大学等の研究機関におけるワクチン開発について、必要に応じて協力する。また都は、研究開発を通じて育成した人材を活用し、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。区は必要に応じてこれに協力する。【保健衛生部】

２　ワクチンの接種に必要な資材

区は、以下の表「予防接種に必要となる可能性がある資材」を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。【保健衛生部】

〈予防接種に必要となる可能性がある資材〉

<table>
<tr><td>【準備品】</td><td>【医師・看護師用用品】</td></tr>
<tr><td>□消毒用アルコール綿
□トレイ
□体温計
□医療廃棄物容器、針捨て容器
□手指消毒剤
□救急用品

※　接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。
□血圧計等
□静脈路確保用品
□輸液セット
□生理食塩水
□アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</td><td>□マスク
□使い捨て手袋（Ｓ・Ｍ・Ｌ）
□使い捨て舌圧子
□膿盆
□聴診器
□ペンライト
【文房具類】
□ボールペン（赤・黒）
□日付印
□スタンプ台
□はさみ
【会場設営物品】
□机
□椅子
□スクリーン
□延長コード
□冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤
□ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫
□耐冷手袋等</td></tr>
</table>

３　ワクチンの供給体制

(1)　ワクチンの供給体制

区は、実際にワクチンを供給するに当たっては、ワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、区内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。【保健衛生部】

(2)　登録事業者の登録に係る周知

区は、国が管理する特定接種の対象となる登録事業者データベースへの登録について、事業者に対し登録作業に係る周知を行う。【保健衛生部、関係部】

４　接種体制の構築

(1)　接種体制

①　区は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保の考え方等について整理する。【保健衛生部】

②　区は、墨田区医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備を平時から行う。【保健衛生部】

(2)　特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる区職員については、当該地方公務員の所属する区市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、区は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。【総務部、保健衛生部、関係部】

(3)　住民接種

区は、平時から次の①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

①　区は、国の協力を得ながら、区民等に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

ア　区は、住民接種については、国及び都の協力を得ながら、希望する区民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、墨田区医師会等と連携の上、接種体制について検討する。また、必要に応じ、

接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた準備を平時から行う。【保健衛生部】

○接種対象者数
○区の人員体制の確保
○医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
○接種場所の確保（医療機関、区施設、学校等）及び運営方法の策定
○接種に必要な資材等の確保
○国、都及び区市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
○接種に関する区民への周知方法の策定

イ　区は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を、以下の表の考え方のような推計をしておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、区の福祉部等が連携し、区民等への接種体制を検討する。【福祉部、保健衛生部、関係部】

〈接種対象者の試算方法の考え方〉

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある区民	区の人口の７％	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（１－６歳未満）	D	
乳児	人口統計（１歳未満）	Ｅ１	
乳児保護者※	人口統計（１歳未満）×２	Ｅ２	乳児の両親として、対象人口の２倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（６歳－18 歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成人	区の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H

※　乳児（１歳未満）が接種不可の場合、その保護者を接種対象として試算する。

ウ　区は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を１か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、区は、墨田区医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、墨田区医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。【保健衛生部】

エ　区は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほ

か、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

なお、医師及び看護師の配置については墨田区医師会等と委託契約を締結するほか、民間事業者等への委託契約による運営を行うことも検討する。【保健衛生部】

② 区は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。【保健衛生部】

③ 区は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。【保健衛生部】

５　情報提供・共有

(1) 区民への対応

① WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Ｖａｃｃｉｎｅ　Ｈｅｓｉｔａｎｃｙ」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、区は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたＱ＆Ａ等の提供など、双方向的な取組を進める。【保健衛生部】

② 区は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、国及び都が情報提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について区ウェブサイトやＳＮＳ等を通じて情報提供・共有を行い、区民等の理解促進を図る。【保健衛生部】

(2) 区における対応

区は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び区民への情報提供等を行う。【保健衛生部】

(3) 保健衛生部以外の分野との連携

区は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び保健衛生部以外の分野、具体的に福祉部等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、区は、区教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第１項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を区教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。【福祉部、保健衛生部、教育委員会事務局、関係部】

６　ＤＸの推進

(1)　区は、区が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。【保健衛生部】

(2)　区は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。【保健衛生部】

(3)　区は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を区民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。【保健衛生部】

第２節　初動期

＜目的＞

区は、準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

１　接種体制

(1)　流通させるための体制の構築

区は、区内において特定接種又は住民接種を行う場合に用いるワクチンを円滑に流通させるための体制構築の手順を確認する。【保健衛生部】

(2)　接種体制の準備

区は、国及び都から新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の対象者・実施方法及び必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け必要な準備を行う。【保健衛生部】

(3)　接種体制の構築

区は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制を構築する。【保健衛生部】

(4)　接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

区は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。【保健衛生部】

２　ワクチンの接種に必要な資材

区は、必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。【保健衛生部】

３　接種体制

(1)　特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、区は、墨田区医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、区は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて墨田区医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。【保健衛生部】

(2)　住民接種

①　区は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通

じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。【保健衛生部】

②　接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制を確保する。【企画経営室、総務部、保健衛生部】

③　区は、予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員を確保及び配置する。予防接種の円滑な推進を図るため、都の保護施設担当部局及び福祉事務所、福祉部と保健衛生部が連携し行う（調整を要する施設等及びその被接種者数を福祉部又は都の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る墨田区医師会等の調整等は保健衛生部と連携し行うこと等）。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。【保健衛生部】

④　接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、区は墨田区医師会及び民間事業者等の協力を得て、その確保を図る。【保健衛生部】

⑤　区は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、墨田区医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議する。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種することについても協議する。【保健衛生部】

⑥　区は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、区の福祉部や墨田区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。【福祉部、保健衛生部】

⑦　区は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等を手配する。【保健衛生部】

⑧　医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。

なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師１名、接種を担当する医師又は看護師１名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等１名を１チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を１名おく（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）。その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。【保健衛生部】

⑨　接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ墨田区医師会等と協議の上、物品や薬剤を準備するとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切に管理する。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、都、墨田区医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等と調整して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て区が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討する。また、区が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換する等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下の表「接種会場において必要と想定される物品」が想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。【保健衛生部】

〈接種会場において必要と想定される物品〉

【準備品】	【医師・看護師用用品】
□消毒用アルコール綿	□マスク
□トレイ	□使い捨て手袋（Ｓ・Ｍ・Ｌ）
□体温計	□使い捨て舌圧子
□医療廃棄物容器、針捨て容器	□膿盆
□手指消毒剤	□聴診器
□救急用品	□ペンライト

	【文房具類】
※　接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	□ボールペン（赤・黒）
	□日付印
	□スタンプ台
□血圧計等	□はさみ
□静脈路確保用品	【会場設営物品】
□輸液セット	□机
□生理食塩水	□椅子
□アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	□スクリーン
	□延長コード
	□冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤
	□ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫
	□耐冷手袋等

⑩　区は、感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所については、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げる等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。【保健衛生部】

⑪　区は、感染予防の観点から、接種経路の設定に当たって、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断するに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができる広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備する。【保健衛生部】

第３節　対応期

＜目的＞

区は、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が区内全体で速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供をするとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

１　ワクチンや接種に必要な資材の供給

(1)　供給の管理

①　区は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、「第３章ワクチンの第３節対応期」を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。【保健衛生部】

②　区は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、区に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。【保健衛生部】

③　区は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って区内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。【保健衛生部】

④　区は、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、都を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。【保健衛生部】

(2)　ワクチン等の流通体制の構築

区は、接種に必要なワクチン等を医療機関や接種会場に円滑に流通できる体制を構築する。【保健衛生部】

(3)　ワクチン等の納入量等に係る早期の情報提供・共有

①　区は、ワクチン等の納入量等に関する国や都との緊密な情報共有に努め、医療機関等の関係者に対して、ワクチン等に関する納入量の見込や納入時期等について早期に情報提供をする。【保健衛生部】

②　区は、ワクチン等の供給が不足することが見込まれる場合には、都に対し、十分な供給量を確保することを要請する。【保健衛生部】

２　接種体制

(1)　接種体制

①　区は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。【保健衛生部】

②　区は、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定し、そうした場合においても混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。【保健衛生部】

(2)　特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、区は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる区職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【保健衛生部】

(3)　住民接種

①　住民接種の接種順位の決定

住民接種における接種順位は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、国が決定する。

②　予防接種の準備

区は、国及び都と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の接種体制を準備する。【保健衛生部】

③　予防接種体制の構築

ア　区は、国からの要請に応じて、全区民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。【保健衛生部】

イ　区は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。【保健衛生部】

ウ　区は、接種体制の広域的整備・円滑な接種実施に向けて、接種体制を強化する必要がある場合、関係団体等と連携して接種に携わる医療従事者を確保するための対策を実施し、接種体制を強化する。【保健衛生部】

エ　区は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。【保健衛生部】

オ　発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある区民については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、区は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。【保健衛生部】

カ　医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する区民であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。【保健衛生部】

キ　区は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の区民など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、区の福祉部や墨田区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【保健衛生部】

(4)　接種に関する情報提供・共有

①　区は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、区は、国からの要請を受けて、国及び都に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。【保健衛生部】

②　区が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な区民に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。【保健衛生部】

③　接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、区ウェブサイトやＳＮＳを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な区民に対しては、区報への掲載等、紙での周知を実施する。【保健衛生部】

(5)　接種体制の拡充

区は、感染状況を踏まえ、必要に応じて区施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設、障害者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、区の福祉部等や墨田区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【保健衛生部】

(6)　接種記録の管理

区は、都と連携して、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切に管理する。【保健衛生部】

３　健康被害救済

(1)　予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は区市町村となる。【保健衛生部】

(2)　住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第１項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた区市町村とする。【保健衛生部】

(3)　区は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。【保健衛生部】

４　情報提供・共有

区は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、ワクチンの有効性・安全性情報、接種後の副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国及び都が情報提供・共有する予防接種に係る情報について区民へ周知・共有するほか、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。

また、パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。【保健衛生部】

(1)　特定接種に係る対応

区は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。【保健衛生部】

(2)　住民接種に係る対応

①　区は、実施主体として、区民からの基本的な相談に応じる。【保健衛生部】

②　特措法第 27 条の２第１項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。【保健衛生部】

○新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
○ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
○ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して

情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
○平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

③　これらを踏まえ、広報に当たっては、区は、次のような点に留意する。【保健衛生部】

○接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
○ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
○接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第８章　医療

第１節　準備期

＜目的＞

都は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において都が予防計画等に基づき医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

また、区は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、東京都感染症対策連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

１　基本的な医療提供体制

①　都が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、施設や関係者を有機的に連携させることにより、区民等に対して必要な医療を提供する。区は、相談センターを開設する役割を担う。【保健衛生部】

②　都は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、国が示す症状や重症化リスク等に応じた医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けの基準に基づき、患者を適切な治療先・療養先につなげる体制を整備する。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

③　都は、有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、地域における有事の司令塔機能を果たす部局を平時から明確化し、体制整備を行う。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

④　新型インフルエンザ等感染症患者の移送は、発生した感染症の重篤性、感染力及び感染経路等を勘案して適切な移送方法によることとし、区は関係機関（民間救急事業者等）とも協議の上、発生時に円滑な移送が可能となるよう、体制整備及び訓練を実施する。【保健衛生部】

(1)　相談センター

区は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受けて感染症指定医療機関等を案内する相談センターを整備する。【保健衛生部】

(2)　感染症指定医療機関

感染症法に基づき国が行う新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって新型インフルエンザ等患者の受入等に対応する。その後も、感染症指定医療機関は、都内の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。区は都と連携し、区内の感染症指定医療機関を中心とした患者医療を確保のうえ、患者の重症化防止及び早期回復と感染拡大防止を図る。【保健衛生部】

(3)　病床確保を行う協定締結医療機関（第一種協定指定医療機関）

病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約３か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。区は必要に応じて支援を行う。【保健衛生部】

(4)　発熱外来を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）

発熱外来を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。）を設けた上で、あらかじめ発熱患者等の対応時間帯等の情報を住民に周知し、又は地域の医療機関等と共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築する。新型インフルエンザ等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。区は必要に応じて支援を行う。【保健衛生部】

(5)　自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）

自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診や電話・オンライン診療等、処方薬の配送・服薬指導、訪問看護等を行う。区は、自宅療養者等の対応を行う診療所が往診医療を行う場合、症状悪化時に迅速に察知して必要な医療につなげるため、国の方針に沿い、可能な限り健康観察にも対応するよう医療機関への協力要請に努める。【保健衛生部】

(6)　後方支援を行う協定締結医療機関

後方支援を行う協定締結医療機関は、都と締結した協定に基づき、都からの要請に応じて、新型インフルエンザ等からの回復後引き続き入院が必要な患者の転院受入や新型インフルエンザ等患者以外の患者の受入れを行う。区は必要に応じて支援

を行う。【保健衛生部】

(7)　一般医療機関

①　区は、都と連携して、東京都医師会、墨田区医師会等の医療関係団体等と連携し、一般医療機関に対して感染症に関する適切な情報を提供するなど必要な支援を実施する。【保健衛生部】

②　一般医療機関においては、国及び都、区、墨田区医師会等の医療関係団体等からの情報を積極的に活用し、地域の感染状況等に応じて、感染症の診療並びに感染拡大防止のための措置や患者等への指導など必要な対応を、患者の人権を尊重しながら実施する。

２　予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

(1)　都は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。都は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。

(2)　都は、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行う。また、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等を事前に検討し、あらかじめ新型コロナでの対応を踏まえた宿泊療養施設の施設運営に関するマニュアルを作成する。区は、都に必要な協力をする。

３　研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

(1)　区や医療機関等は、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、平時から有事に備えた訓練や研修を行う。【保健衛生部】

(2)　区は、感染症や感染対策に関する研修の実施等を通じて、区内の医療機関における感染対策の全体的な底上げを図る。【保健衛生部】

(3)　区は、国や都と連携して、感染症医療や疫学の専門人材等の育成に向け、研修等へ参加するなど、人材育成を進めていく。【保健衛生部】

４　新型インフルエンザ等の発生時のためのＤＸ推進

国は、新型インフルエンザ等の発生時における対応能力の向上や業務負担の軽減等のため、医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）の改善、感染症サーベイランスシステムの活用、電子カルテ情報の標準化等、ＤＸを推進する。また、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める。

都は、国の取組状況も踏まえ、医療機関における電子カルテの導入支援や、感染症サーベイランスシステム、医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）等の活用を通じてＤＸを推進し、入院調整等の効率化を図る。
区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

５　医療機関の設備整備・強化等

(1)　国及び都は、新型インフルエンザ等の対応を行う感染症指定医療機関及び協定締結医療機関について、施設整備及び設備整備の支援を行うとともに、準備状況の定期的な確認を行う。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

(2)　医療機関は、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う。区は、医療機関に必要な協力をする。【保健衛生部】

６　臨時の医療施設等の取扱いの整理

都は、国による臨時の医療施設の設置・運営や医療人材確保等の方法に関する整理を踏まえ、平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法等について検討を行う。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

７　東京都感染症対策連携協議会等の活用

区は、東京都感染症対策連携協議会等においてこれらの関係機関と協議した結果を踏まえ、必要に応じて区予防計画を変更する。【保健衛生部】

８　特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

(1)　都は、国からの要請を受け、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

(2)　区は、都と連携して、小児や妊産婦等の医療にひっ迫が生じる可能性があることを想定し、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について、医療機関、消防機関、患者等搬送事業者等との間で、平時から協議を行う。【保健衛生部】

第２節　初動期

＜目的＞

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から区民の生命及び健康を保護するため、適切な医療提供体制を確保する。

都は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前より、国等から得られた感染症に係る情報を踏まえ、必要な医療を提供する体制の確保を図る。また、国等から提供・共有された情報や要請を基に、医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。さらに、区は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、区内の医療機関や区民等に対して、感染したおそれのある者については感染症指定医療機関等を案内する相談センター等の相談先や受診の手順等を分かりやすく示すなど、区民が円滑に適切な医療を受けるための情報提供や方針提示を行う。

１　新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

区は、国や都から提供された新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等を医療機関や高齢者施設等に周知する。【保健衛生部】

２　医療提供体制の確保等

(1)　都は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に、感染症指定医療機関において、速やかに患者に適切な医療を提供する体制を確保する。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

(2)　都は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、相談・受診から自宅療養や入退院までの体制を迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）等に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

(3)　区は、医療機関に対し、国が示す症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等（又はこれに位置付けられる可能性がある感染症）に感染したおそれがあると判断される場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。【保健衛生部】

(4)　区は、都と協力し、区内の医療提供体制や医療機関への受診方法等について区民等に周知する。【保健衛生部】

(5)　区は、都と連携して、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、区予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備する。【保健衛生部】

(6)　都は、流行初期医療確保措置協定締結医療機関に対し、対応期において当該医療機関による医療提供体制が遅滞なく確保できるよう、対応の準備を行うよう要請する。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

(7)　区は、構築した体制により、関係機関と連携の上、適切に移送を実施する。【保健衛生部】

３　相談センターの整備

(1)　区は、国からの要請を受けて、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関等を案内する相談センターの整備を速やかに行うとともに、不安な方や受診先の案内が必要な方、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、区民等に周知を行う。【保健衛生部】

(2)　区は、国からの要請を受けて、一般の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センター等を通じて感染症指定医療機関を案内するなど受診につなげるよう、周知する。【保健衛生部】

(3)　区は、状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、相談センターの対応人数、開設時間等を調整する。また、対象者以外からの電話への対応窓口として、一般的な相談に対応するコールセンター等を別途設置するなど、相談センターの負担を減らす。【保健衛生部】

第３節　対応期

＜目的＞

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、区民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、区民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、区は、国及び都から提供・共有された新型インフルエンザ等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、都や医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

１　新型インフルエンザ等に関する基本の対応

(1)　都による総合調整・指示

都は、国から提供された情報等を医療機関や区保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、症状に応じて医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等に患者の振り分けを行う。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

(2)　適切な医療提供体制の構築に向けた対応

①　医療機関等に対する要請等

ア　都は、東京都感染症対策連携協議会等で整理した医療提供体制等が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して締結した協定に基づき必要な医療を提供するよう要請する。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

イ　区は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内する。【保健衛生部】

ウ　都は、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）等に確実に入力するよう要請を行い、これらの情報等を把握しながら、入院調整を行う。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

エ　区は、都と連携して、新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずるよう、医療機関に対し要請する。【保健衛生部】

②　医療機関等における体制強化等

ア　国及び都は、流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの一定期間、

感染症法等の定めに従い、流行前と同水準の収入を補償する措置を行うとともに、感染状況や感染症の特徴等を踏まえ、患者に医療を提供する医療機関等を支援する。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

イ　都は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

ウ　区は、国及び都と連携して、医療機関において感染症対策物資等の調達が困難となった場合などに、必要な物資を提供する体制を構築する。【保健衛生部】

エ　区は、都と連携して、感染動向や患者の状況に応じ、適切に移送を実施する。【保健衛生部】

③　適切な医療受診に向けた区民等への呼び掛け等

ア　区は、区内の医療提供体制に関する情報や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等、医療機関への受診方法等について区民等に周知する。【保健衛生部】

イ　区は、患者等搬送事業者等とも連携して、患者について、患者の状況や感染症の性状、感染状況等に応じ、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。また、区は、区民等に対し、症状が軽微な場合における救急車の利用を控える等、救急車の適時・適切な利用について周知する。【保健衛生部】

２　時期に応じた医療提供体制の構築

(1)　流行初期

①　協定に基づく医療提供体制の確保等

ア　都は、都内の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう要請する。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

イ　区は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、診察した患者が新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者であると判断した場合には、直ちに区保健所に届け出るよう要請する。【保健衛生部】

ウ　医療機関は、症例定義を踏まえ、診察した患者が新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者であると判断した場合には、直ちに区保健所に届出を行う。【保健衛生部】

エ　区は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、都と連携して、迅速

に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、都及び医療機関等と適切に連携して対応する。【保健衛生部】

オ　都は、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、臨時の医療施設を設置する場合を想定し、必要なときに迅速に設置することができるよう、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を確認し、所要の準備を行う。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

②　相談センターの強化

ア　区は、国からの要請を受けて、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談や、受診先となる発熱外来の案内に対応する相談センターを強化するとともに、区民等への周知を行う。【保健衛生部】

イ　区は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、区民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。【保健衛生部】

(2)　流行初期以降

①　医療提供体制の確保等

ア　都は、都内の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置協定締結医療機関に加えて、その他の協定締結医療機関においても対応を要請し、医療提供体制を確保する。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

イ　都は、感染症の性状や医療提供体制の状況等に応じて、確保病床等を補完する臨時の医療施設を機動的に設置する。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

ウ　区は、都と連携して、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は都と協定を締結した病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【保健衛生部】

エ　区は、都からの要請を受け、病床を効率的に運用し、患者の症状に応じた適切な医療を提供するため、状況に応じて転退院支援や患者搬送支援を実施する。【保健衛生部】

オ　都は、必要に応じて、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対して、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の医療機関等への派遣を要請する。区

は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

カ　区は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等による健康観察を行う体制を確保する。【保健衛生部】

② 相談センターの強化

区は、相談センターの強化の取組を継続して行う。【保健衛生部】

③ 病原体の性状等に応じた対応

ア　区は、小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等の特定のグループが感染・重症化しやすい等の新型インフルエンザ等が発生した場合は、リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制を確保する。【保健衛生部】

イ　新型インフルエンザ等の病原性が高い場合は、重症患者が多く発生することが想定されるため、都は、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関において多くの重症者用の病床の確保を行う。一方、感染性が高い場合は、必要に応じて、全ての協定締結医療機関において対応する等、医療提供体制を拡充するとともに、入院医療を重症化リスクの高い患者に重点化するなどの対応を行う。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

(3)　ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

区は、必要に応じて、相談センターにおいて、発熱外来を案内する仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに移行するとともに、区民等に対して周知する。【保健衛生部】

(4)　特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合、区は、国や都の示す方針に基づき、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。【保健衛生部】

３　予防計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応方針

新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の特徴のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況等が、医療提供体制の事前の想定とは大きく異なる場合は、区は、都と連携して、国の示す方針に基づき、通常医療との両立も踏まえながら、状況に応じた対応を行う。【保健衛生部】

第９章　治療薬・治療法

第１節　準備期

＜目的＞

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。国や都と緊密な情報共有体制を確保しながら、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬及び治療法の情報を速やかに医療機関等に提供し、医療機関等がこれらを早期に活用できるよう、平時からそのための体制づくりを行う。

１　研究開発体制の構築

都は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

２　基礎研究及び臨床研究等の人材育成

区は、都が支援する大学等の研究機関における治療薬・治療法の研究開発について、必要に応じて協力する。また都は、研究開発を通じて育成した人材を活用し、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。区は必要に応じてこれに協力する。【保健衛生部】

３　感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備

都は、抗インフルエンザウイルス薬について、国の備蓄方針を踏まえ、かつ、大都市であるなどの都の特性等を考慮して、必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する。また、卸売販売業団体等と協議し、必要時における備蓄医薬品の供給手順等について確認する。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

第２節　初動期

＜目的＞

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、医療機関等に対し治療薬や治療法に関する最新の知見に関する情報提供を行い、また、治療薬の適切な供給・使用がなされるよう関係機関との調整等を行う。

１　治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

(1)　医療機関及び区民等への情報提供・共有

区は、国及び都と緊密に連携して、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を収集し、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬・治療法に関する情報を医療機関や薬局のほか、医療従事者、区民等に対して迅速に提供・共有する。【保健衛生部】

(2)　治療薬の配分

都は、供給量に制限がある治療薬について、国が行う配分が、必要な患者に対して適時かつ公平に行われるよう必要な協力を行う。

また、都は、病原体が新型インフルエンザウイルスと特定された場合、都及び都内の卸売販売業者並びに医療機関等が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況を確認するとともに、抗インフルエンザウイルス薬が適切に医療機関等に行き渡るよう準備を行う。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

(3)　治療薬の適正使用及び適正な発注等の指導

都は、国の通知等を踏まえ、医療機関や薬局に対し、治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、過剰な量の発注・購入を行わないこと等、適正な対応を指導する。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

２　抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

(1)　区は、都と連携して、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量の把握を行う。【保健衛生部】

(2)　国は、都と連携し、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

(3)　区は、国及び都と連携して、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。【保健

衛生部】

(4)　都は、国の通知を踏まえ、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

第３節　対応期

＜目的＞

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬を確保するとともに、治療法を確立し、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

１　総合的にリスクが高いと判断される場合の対応

新型インフルエンザ等の発生により、区民の生命及び健康にとって総合的にリスクが高いと判断される場合は、区は、早期に治療薬・治療法が利用可能となるよう、迅速な治療薬の確保を含めた対応を都に対し要請する。【保健衛生部】

(1)　国による研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

区は、区内の関係機関とともに、国が実施する新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法に関する情報や臨床情報の収集に協力する。

また、都と連携して、国による情報収集や分析等から得られた知見を医療機関等の関係機関で共有し、双方向的な情報共有を行う。【保健衛生部】

(2)　治療薬・治療法の研究開発の推進への協力

区は、国が新型インフルエンザ等に対する治療薬・治療法の研究開発の取組の一環として、製造販売業者による医薬品の治療薬等の開発・実用化の取組を支援する場合には、被験者の同意の下、可能な限り治験等への協力に努める。【保健衛生部】

(3)　治療薬の供給体制整備等に係る調整

区は、国内で新型インフルエンザ等に対する有効な治療薬が開発・承認された場合には、都や区医師会、区薬剤師会等と連携し、都が行う治療薬の円滑な供給に向けた調整に協力する。【保健衛生部】

２　治療薬・治療法の活用

(1)　治療薬・治療法の開発後の対応

①　区は、区民が新型インフルエンザ等の治療薬・治療法の開発・実用化の進捗を踏まえた治療を受けられ、また、適切な受療行動をとれるよう、医療機関等に最新の知見を踏まえた情報提供を行うとともに、区民等に対し治療法や治療薬に関する有効性や安全性等の正確な情報、対象となる患者等の考え方、対応可能な医療機関等の情報や受診の方法等について分かりやすく発信し、必要に応じて専用コールセンター等の設置を行うなど、区民への丁寧な情報提供に努める。【保健衛生部】

②　区は、治療薬・治療法の普及状況に応じて、治療薬の投与可能な医療機関への受診・入院調整を行うなど、必要な患者が円滑に治療を受けられる体制を整える。【保健衛生部】

③　区は、新型コロナでは、り患後、感染性が消失してからも様々な症状（り患後症状、いわゆる後遺症）に悩む方が数多く存在していることから、新型インフルエンザ等の発生時には、こうした後遺症の発生も視野に入れ、必要に応じて、都の協力を得ながら医療機関等と連携し対応していく。【保健衛生部】

(2)　医療機関等及び区民等への情報提供

区は、引き続き、国及び都と緊密に連携して新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を収集し、医療機関や薬局のほか、医療従事者等、区民等に対して迅速に提供する。【保健衛生部】

(3)　治療薬の流通管理

①　区は、引き続き、国及び都と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。【保健衛生部】

②　区は、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、優先して用いるべき対象や配分等についての考え方を確認の上、必要な患者に対して適時に公平な配分を行うことができるよう、国や都、関係機関と連携して対応を行う。【保健衛生部】

(4)　中長期的予後の把握と合併症に対する治療法等の研究等

国は、ＪＩＨＳや関係学会等と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等の感染に伴う合併症や中長期的な予後を把握するとともに、合併症に対する治療法等について分析し、必要な研究を実施する。これにより得られた知見については、診療指針等に適宜反映するとともに、都道府県や医療機関、国民等に対して周知する。区は、都と連携して、国が示す情報等を医療機関や区民等に対して迅速に提供する。【保健衛生部】

３　抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）

(1)　都は、都及び関係機関における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量及び都内の流通状況を把握するとともに、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に十分に供給されているかを確認し、必要に応じて都備蓄分を市場に放出する。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

(2)　区は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄についての補充を検討する。【保健衛生部】

第１０章　検査

第１節　準備期

＜目的＞

患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。このような感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査（迅速検査キット）等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が産生する抗体を測定する抗体検査、特異的なリンパ球の産生を確認する検査等の様々な検査がある。病原体の種類やその感染症の特徴、検査を用いる場面とその目的に応じて、検査の開発状況や特性、検査精度等を踏まえ、科学的に妥当性の担保された適切な検査方法を選択することが必要である。

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適宜、区予防計画等に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。

１　検査体制の整備

(1)　区は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保に努める。

また、区は、医療機関等において、検体の採取のみを行った場合に、検査実施機関へ迅速に検体の搬送を行えるよう、準備期から体制の整備に努める。【保健衛生部】

(2)　区は、区予防計画に基づき、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。【保健衛生部】

２　訓練等による検査体制の維持及び強化

(1)　区は、区予防計画に基づき、検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等で定期的に確認を行う。【保健衛生部】

(2)　区は、平時からの検査試薬等の備蓄や、検査機器の稼働状況の確認や検体の搬送を含む訓練を行う。新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者からの相談センターへの相談内容を基に当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、当該状況における当該者の

動線を想定した訓練を実施する。【保健衛生部】

(3)　区は、有事において、速やかに体制を移行するため、関係する多数の機関に対して訓練の参加を促進し、都や近隣特別区等が主体となった連携訓練を行う。【保健衛生部】

(4)　区は、都と連携して、検体搬送の体制の確認を行うとともに、各担当の連絡窓口等の確認を行う。【保健衛生部】

(5)　区は、感染症のまん延に備え、感染症法に基づく東京都感染症対策連携協議会等を活用し、平時から区内の関係機関等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化するとともに、検査体制・方針等について関係機関と協議した結果等を踏まえ、区予防計画を変更する。【保健衛生部】

(6)　区は、都と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。【保健衛生部】

３　検査実施状況等の把握体制の確保

区は、検査等措置協定を締結した機関に対し、検査実施機関名、検査実施可能数、検査実施数・検査結果（陽性数等）等の情報を効率的に収集し、区内の状況を把握することに努め、国が整備する仕組みを活用し、電磁的な方法を活用して収集・報告を行う。【保健衛生部】

４　研究開発体制の構築

区は、都と連携して、国が主導する検査法の研究開発について、区内の感染症指定医療機関や感染症の診療を行う医療機関等、治験体制を整えることが可能な医療機関に治験への参加を呼び掛ける等臨床研究の実施に積極的に協力する。【保健衛生部】

５　有事における検査実施の方針の基本的な考え方の整理

区は、国又は都から検査実施の方針が示された際には、国の方針を踏まえ、区内における検査実施方針を整理し、有事に備える。【保健衛生部】

第２節　初動期

＜目的＞

区内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による区民及び社会への影響を最小限にとどめる。

１　検査体制の整備

(1)　区は、国からの要請を受けて、区予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を含め、検査体制を整備する。【保健衛生部】

(2)　区は、医療提供体制を補完するため、実情に応じて、墨田区医師会等と連携し、検体採取等を集中的に実施する検査センターの設置を検討する。【保健衛生部】

(3)　区は、国及び都から提供される海外における情報や他の感染症の検査需要等を踏まえ、速やかに検査体制を拡充する。【保健衛生部】

２　検査体制の立上げと維持

(1)　区は、新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者から相談センターへの相談内容を基に当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、当該状況における当該者の動線を踏まえて検査体制を構築する。【保健衛生部】

(2)　区は、国及び都の支援や区にて確保したＰＣＲ検査機器等を活用し、検査等措置協定締結機関を中心に、初動期における検査需要に対応可能な検査実施能力を順次確保する。【保健衛生部】

(3)　区は、検査等措置協定機関を含む検査実施機関の検査実施能力を把握するとともに、民間検査機関や医療機関に対してＰＣＲ検査機器等の整備が確保できるよう支援し、検査実施能力を強化し、感染拡大時の検査需要に対応できるよう努める。【保健衛生部】

３　研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

区は、都と連携して、国及びＪＩＨＳが主導する検査診断技術の研究開発について、区内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。【保健衛生部】

第３節　対応期

＜目的＞

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

１　検査体制の拡充

(1)　区は、区予防計画に基づき、区保健所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。【保健衛生部】

(2)　区は、区内の検査需要への対応能力を向上するため、検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関に協力を要請し、検査需要に対応できる検査体制を構築するほか、墨田区薬剤師会等と連携した検査キットの配布などにより、発生状況に合わせた検査体制を確保する。【保健衛生部】

(3)　流行初期は、医療提供体制を補完するため、区の実情に応じて墨田区医師会等が地域・外来検査センター（ＰＣＲセンター）を設置するなど、区における必要な検査体制を構築する。【保健衛生部】

(4)　都は、都内の感染状況等に応じて、感染症対策上の必要性、東京都健康安全研究センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、国や関係機関とも調整の上、検査の実施範囲等を判断する。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

２　研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

(1)　区は、都と連携して、国及びＪＩＨＳが主導する検査診断技術の研究開発について、区内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。【保健衛生部】

(2)　区は、国及び都において、新たに、より安全性が高い検査方法や検体採取方法が開発された場合は、これらの手法の医療機関等への速やかな普及に協力する。【保健衛生部】

３　診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整

区は、都と連携して、国が緊急承認・特例承認等により活用可能とした診断薬・検査機器等について関係者に周知し、円滑に活用できるよう体制を整備する。【保健衛

生部】

４　リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

(1)　区は、国が段階的に見直した検査実施方針を踏まえ、区における体制を見直す。さらに、国から提供される検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報について、区民及び関係機関等に分かりやすく提供・共有する。【保健衛生部】

(2)　区は、国が決定した方針について関係機関等に周知の上、区内の検査体制を整備する。【保健衛生部】

５　医療機関の検査目的の受診集中回避

新型インフルエンザ等の発生時においても、医療機関への検査目的による受診集中を緩和する取組は重要であることから、医療機関による検査キットの確保に支障を来さないよう配慮しつつ、区は、国及び都、関係機関と連携を図り、行政による検査キット配布等の取組について、柔軟に対応していく。【保健衛生部】

第１１章　保健

第１節　準備期

＜目的＞

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。保健所は、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。

都及び区は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に区保健所等がその機能を果たすことができるようにする。その際、区と区保健所との役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、役割分担を明確化するとともに、相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や区民等と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

１　人材の確保

①　区は、平時から感染症対応が可能な人材の確保のため、保健師等の専門職の計画的な確保や区保健所職員への研修等を実施するとともに、国及び都との円滑な応援・受援が可能な体制を区保健所と連携し、構築する。【保健衛生部】

②　区は、流行開始（感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から１か月間において想定される保健所の業務に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、ＩＨＥＡＴ要員等、感染症有事体制を構成する人員を確保する。【総務部、保健衛生部】

(1)　外部の専門職（ＩＨＥＡＴ要員等）等の活用

①　区は、ＩＨＥＡＴ要員の運用の主体として、ＩＨＥＡＴ要員の確保、名簿管理、研修を行う。また、所属先があるＩＨＥＡＴ要員については支援が円滑に実施されるよう所属機関との調整等を行う。さらに、保健所における受入体制が整備されるよう人員や財源の確保、マニュアルの整備等必要な支援を行う。【保健衛生部】

②　区は、ＩＨＥＡＴ要員に関する募集や広報を、特に、地域における外部の専門職や区を退職した者等の行政機関での勤務経験者等に対し積極的に行う。【保健衛生部】

③　区は、有事の際の保健所の人員確保について、区職員による応援だけでなく、民間検査機関等との協定締結等による応援派遣についても検討する。【保健衛生部】

④　区は、健康危機発生時に速やかにＩＨＥＡＴ要員の支援を受けることができるよう、ＩＨＥＡＴ要員の受入体制を整備する。【保健衛生部】

(2)　受援体制の整備

区は、感染症有事体制を構成する人員のリスト及び有事対応の組織図を作成し、定期的に点検・更新を行うなど、受援の体制を整備する。【保健衛生部】

２　事業継続計画を含む体制の整備

(1)　区は、国からの要請を受けて、区予防計画に定める区保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から１か月間において想定される保健所の業務に対応する人員確保数及びＩＨＥＡＴ要員の確保数）の状況を毎年度確認する。【保健衛生部】

(2)　区は、検査等措置協定を締結している民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。【保健衛生部】

(3)　区は、保健所業務に関する事業継続計画を策定する。優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で事業継続計画を策定する。

なお、事業継続計画の策定に当たっては、有事における業務を整理するとともに、有事に円滑に事業継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からＩＣＴや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。

加えて、業務の優先度の整理については、各業務の縮小・延期・停止が区民の生活や安全確保に与える影響や、縮小・延期・停止することにより法令違反となる可能性の有無等を踏まえて行う。【保健衛生部】

３　研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

(1)　研修・訓練等の実施

①　区は、区保健所の感染症有事体制を構成する人員（ＩＨＥＡＴ要員を含む。）への年１回以上の研修・訓練を実施する。【保健衛生部】

②　区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都の研修等を積極的に活用しつつ、保健所等の人材育成に努める。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定し複数の関係部署が連携して訓練を実施する。【保健衛生部】

ア　保健所の感染症有事体制の構成人員に対する研修・訓練

区は、区保健所の感染症有事体制を構成する人員（保健所職員、ＩＨＥＡＴ要員等）が年１回以上受講できるよう、区予防計画に研修・訓練の回数を定め、実践型訓練を実施する。実践型訓練においては、感染症業務訓練（検体搬送、

個人防護具着脱等の実技等)、情報連絡訓練等を行う。

区は、国やＪＩＨＳ等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会等に、区保健所職員等を積極的に派遣するとともに、感染症に関する研修等を開催すること等により保健所職員等に対する研修の充実を図る。さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を区保健所等において活用等する。【保健衛生部】

イ　保健所の感染症有事体制の構成人員であるＩＨＥＡＴ要員に対する研修・訓練

区は、ＩＨＥＡＴ要員に対し、実践的な訓練を含む研修を、少なくとも年１回受講させる。また、区が実施する研修を受講したＩＨＥＡＴ要員に対し、国及び都が実施する感染症の研修等への受講を促す。【保健衛生部】

③　区は、大規模な集団発生事例が発生した場合などに備え、実地疫学調査研修修了者が配置されるように研修受講体制を組むとともに、他区市町村と対応の手法を共有化するなど日頃からのネットワークを構築する。【保健衛生部】

(2)　多様な関係機関との連携体制の構築

①　区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、東京都感染症対策連携協議会等を活用し、平時から関係機関等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。【保健衛生部】

②　都及び保健所設置区市は、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について東京都感染症対策連携協議会等において協議し、その結果を踏まえ、必要に応じ各自治体において感染症予防計画を策定・変更することとされており、区においても必要に応じて区予防計画の見直し・変更を行う。

なお、区予防計画を見直し・変更をする際には、本計画や区健康危機対処計画、都が作成する都医療計画及び都予防計画と整合性の確保を図る。【保健衛生部】

③　区は、必要に応じて感染症法に定める総合調整を都に要請しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。【保健衛生部】

④　区は、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都や都が協定を締結した民間宿泊事業者等との連携を確認するとともに、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。【保健衛生部】

⑤　区は、墨田区医師会等の協力を得ながら、医療機関に保健所への感染症の届出の必要性や電磁的方法による届出が可能である旨等を周知し、感染症の診断を行

った医師が速やかに届け出るよう働き掛けを行っていく。【保健衛生部】

⑥　検疫所における診察等において感染症患者が確認され、区保健所への通報があった場合には、区保健所は検疫所と連携して検疫法に基づく健康監視や患者等に対し必要な保健指導等を行う。【保健衛生部】

⑦　区は、新型インフルエンザ等の発生時には、多数の帰国者対応等が必要な場合を想定し、平時から関係機関間において発生状況に応じた対応方針を確認する。【保健衛生部】

⑧　保健所は、地域における健康危機管理の拠点であるため、感染症対策の中核的機関として、地元の関係機関等に対する感染症についての情報提供や相談対応等に取り組む。また、企業や事業者の健康管理部門との連携を図り、感染症対策を推進する。【保健衛生部】

４　区保健所の体制整備

(1)　都は、東京都感染症対策連携協議会の中に、保健所設置区市、保健所等で構成する保健所連絡調整部会を設置し、都、保健所設置区市及び一般市町村の感染症対策に関する統一的な対応が可能な連携体制を構築するための協議等を行う。

(2)　区は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、区保健所における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。加えて、墨田区医師会等の協力や外部委託の活用により、健康観察を実施できるよう体制を整備する。【保健衛生部】

(3)　区は、区予防計画において、区保健所の体制整備に関する事項として、病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項、感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項、感染症の予防に関する区保健所の体制の確保に関する事項等を記載し、数値目標として、検査の実施件数（実施能力）、保健所職員等の研修・訓練回数、保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なＩＨＥＡＴ要員の確保数（ＩＨＥＡＴ研修受講者数）を記載する。【保健衛生部】

(4)　区は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、区健康危機対処計画を策定した。その中で、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ＩＣＴ活用等による業務の効率化、都やＪＩＨＳ等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。

また、訓練結果の評価を踏まえて区健康危機対処計画の見直しを行うとともに、

区保健所の感染症有事体制を構成する人員については、平時から対象人員のリストを作成しておき、定期的に点検・更新を行う。【保健衛生部】

(5)　東京都健康安全研究センター等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がＪＩＨＳと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国、都及び区と協力して検査体制の維持に努める。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【保健衛生部】

(6)　区は、平時から都及び区の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。【保健衛生部】

(7)　区は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。【保健衛生部】

(8)　区は、医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）等を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。【保健衛生部】

(9)　区は、都と連携し、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。【保健衛生部】

(10)　区は、都と連携して、国及びＪＩＨＳが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【保健衛生部】

５　ＤＸの推進

区は、新型インフルエンザ等の発生時等を見据え、発生時に速やかに対応できるようデジタル技術の活用を図り、業務のＤＸを推進する。【保健衛生部】

６　地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1)　区は、国及び都から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、区民に対して情報提供・共有を行う。また、区民への情報提供・共有方法や、区民向けのコールセンター等の設置をはじめとした区民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の区民への情報提供・共有体制を構築する。【保健衛生部】

(2)　区は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である区民等と可能な限り双方

向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、区民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。【保健衛生部】

(3)　区は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。【保健衛生部】

(4)　区は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。【福祉部・保健衛生部】

(5)　区は、東京都健康安全研究センター等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。【保健衛生部】

(6)　区は、病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供することが重要である。また、施設内感染に関する情報や研究の成果及び講習会・研修に関する情報を、墨田区医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及し、活用を促していく。【保健衛生部】

第２節　初動期

＜目的＞

初動期は区民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

区が定める区予防計画並びに区健康危機対処計画等に基づき、有事体制への移行準備を進め、感染症法で定める新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、区民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

１　有事体制への移行準備

(1)　区は、国からの要請や助言を受けて、区予防計画に基づく区保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から１か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びＩＨＥＡＴ要員の確保数）への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた①から⑤までの対応に係る準備を行う。【保健衛生部】

①　医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）

②　積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握

③　ＩＨＥＡＴ要員に対する区が管轄する区内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請

④　感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化

⑤　医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備

(2)　区は、国からの要請や助言を受けて、区予防計画に基づく区保健所の感染症有事体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、応援職員の派遣、都に対する応援派遣要請、ＩＨＥＡＴ要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。【総務部、保健衛生部】

(3)　都は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、相談・受診から自宅療養や入退院までの体制を迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）等に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

(4)　区は、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。【保健衛生部】

(5)　東京都健康安全研究センター等は、健康危機対処計画に基づき、本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、ＪＩＨＳ等と連携して感染症の情報収集に努める。

(6)　区は、都と連携して、国及びＪＩＨＳが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【保健衛生部】

(7)　区は、国内外での発生状況を考慮しつつ、急速に広範囲で感染が確認されることも想定して、感染症有事体制への移行準備を行う。【保健衛生部】

(8)　区は、有事体制への移行準備を進めるため、準備期において確認した以下の項目を改めて確認する。【保健衛生部】

（確認項目の例）

①　区事業継続計画の内容及び区事業継続計画に記載されている、有事において縮小・延期することを検討することとされている業務

②　東京都感染症対策連携協議会等において協議・整理を行った以下の項目

○入院調整の方法
○保健所体制
○検査体制・方針
○搬送・移送・救急体制

③　各業務（相談対応・検査等）の実施体制の構築手順（一元化や外部委託の手順を含む。）

２　区民への情報提供・共有の開始

(1)　区は、国の要請に基づき、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて感染症指定医療機関等を案内する相談センターの整備を速やかに行い、区民等に周知する。【保健衛生部】

(2)　区は、国及び都が設置した情報提供・共有のためのウェブサイト等の区民への周知、Ｑ＆Ａの公表、区民向けのコールセンターの設置等を通じて、区民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。【保健衛生部】

３　新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に都内で感染が確認された場合の対応

(1)　区は、新型インフルエンザ等にり患した又はり患したことが疑われる患者が発生した場合には、当該患者（疑似症患者や無症状病原体保有者を含む。）及びその関係者に対して、積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。【保健衛生部】

(2)　区は、国からの通知があった時は、速やかに区内の医療機関に対して、暫定症例定義に該当する患者を診察した場合は疑似症の届出を行うよう通知する。【保健衛生部】

(3)　区は、区内の医療機関からの疑似症の届出により、疑似症患者を把握した時は、直ちに国に報告するとともに、当該医療機関への検体提出の要請あるいは区保健所における検体採取により、検体を確保する。【保健衛生部】

(4)　区は、疑似症の届出に関して報告をした際、国からの検体提出の要請があった場合には、それに応じて検体を送付する。【保健衛生部】

(5)　感染が確認された場合の区民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいても、互いに連携して対応するとともに、区民等からのニーズ、リスクの認知とまん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、対応する。【保健衛生部】

第３節　対応期

＜目的＞

新型インフルエンザ等の発生時に、区が定める区予防計画並びに区保健所が定める区健康危機対処計画や地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、区保健所等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、区民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

１　有事体制への移行

(1)　区は、応援職員の派遣、ＩＨＥＡＴ要員に対する応援の要請等を遅滞なく行い、区保健所の感染症有事体制を確立するとともに、都と連携して、検査体制を速やかに立ち上げる。【総務部、保健衛生部】

(2)　区は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する区民の理解の増進を図るために必要な情報を都と共有する。【保健衛生部】

(3)　区は、ＩＨＥＡＴ要員への支援の要請については、ＩＨＥＡＴ運用支援システム（ＩＨＥＡＴ．ＪＰ）を用いて行い、要請の際には、ＩＨＥＡＴ要員に対し、支援が必要な期間、活動場所及び業務内容等を提示する。また、ＩＨＥＡＴ要員へ支援の要請を行う際に、ＩＨＥＡＴ要員の本業の雇用主等に対し要請に必要な調整を行う。【保健衛生部】

(4)　区は、都と連携して、国及びＪＩＨＳが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【保健衛生部】

２　主な対応業務の実施

区は、区予防計画、区健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、医療機関等の関係機関と連携して、次の(1)から(7)までに記載する感染症対応業務を実施する。【保健衛生部】

(1)　相談対応

①　区は、有症状者等からの相談に対応する相談センターの体制を強化し、感染したおそれのある区民等について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や一元化等を行うことを検討する。【保健衛生部】

② 症例定義に該当する有症状者は、まず相談センターに電話により問い合わせること等について、区はインターネット、ポスター、広報等を活用し、区民等に広く周知する。【保健衛生部】

(2) 検査・サーベイランス

① 区は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、区保健所や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。【保健衛生部】

② 区は、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、ＪＩＨＳとの連携や他の保健所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、ＪＩＨＳへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、都及び区への情報提供・共有等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。【保健衛生部】

③ 区は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。【保健衛生部】

④ 区は、流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね１か月まで）において、以下アからウまでに記載する対応により検査体制の立ち上げを行う。【保健衛生部】

ア 区は、国が決定した検査実施の方針や、地域の流行状況等の実情を踏まえるとともに、区予防計画に基づき検査体制を拡充するため、検査等措置協定締結機関等における検査実施可能数、検査実施数等の状況を把握する。

イ 区は、区内の検査需要への対応能力を向上するため、検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関に協力を要請し、検査需要に対応できる検査体制を構築する。

ウ 区は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね１か月以降）において、安定的な検査・サーベイランス機能の確保のため、病原体の特徴や性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、区保健所における業務負荷を勘案し、国及び都が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて検査体制を見直す。

(3) 積極的疫学調査

① 区は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、感染者又は感染者が属する集団に対して、ＪＩＨＳが示す指針等や都が整理した方針に基づき、積極的疫学調査を行う。【保健衛生部】

② 区は、積極的疫学調査を通じて集団感染（クラスター）への対策等を行うに当たって、必要に応じて、都の実地疫学調査チーム等への派遣や相談及びＪＩＨＳに対して実地疫学の専門家等の派遣を要請する。【保健衛生部】

③ 都は保健所設置区市とも連携の上、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね１か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に関する情報を整理し、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針や専門家の意見も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。区は、それに応じて積極的疫学調査を適切に実施する。【保健衛生部】

④ 区は、積極的疫学調査等の結果により明らかになった感染拡大防止に必要な情報について、各種法令に基づく個人情報の取扱いに配慮しつつ、区内医療機関や墨田区医師会等の関係団体に提供するとともに、区と都の情報交換を通じて感染症対策に活用する。【保健衛生部】

(4) 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

① 区は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）等により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、必要に応じて入院勧告・措置を行うとともに、都と連携して入院又は宿泊療養の調整を行う。【保健衛生部】

② 区は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合は、必要に応じて、国及びＪＩＨＳ又は都へ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【保健衛生部】

③ 区は、入院勧告を実施する際は、患者に対して、入院が必要な理由などの説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、応急入院から本入院に移行する際の意見を述べる機会の付与や退院請求、審査請求に関することなど、入院勧告の通知に記載された事項を含め十分に説明を行う。【保健衛生部】

④ 区は、入院勧告等を行った場合には、患者の人権に十分に配慮しつつ、医療機関との協力の下、患者の病状や治療経過等の情報を整理し、まん延防止対策等を実施する。【保健衛生部】

⑤　都は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置区市を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（入院調整本部）の適時の設置、管内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使を行う。区は、入院先医療機関や、自宅等への移送に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行う。【保健衛生部】

⑥　都は、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関に対し、必要に応じて、自宅療養者等に対する往診や電話・オンライン診療等、処方薬の配送・服薬指導、訪問看護等を行うとともに、自宅療養者等の状態に応じて適切に対応するよう要請する。

⑦　都は、宿泊療養施設について、地域の実情に応じて、施設ごとにその役割や入所対象者を決めた上で運用する。

⑧　区は、入院勧告・措置を受けた患者が、感染症法に基づく退院請求を行った場合、医療機関と連携して当該患者が退院基準に適合しているかどうかの確認を速やかに行う。【保健衛生部】

(5)　健康観察及び生活支援

①　区は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める必要があると判断した場合は、都と連携して、国と調整の上、自宅療養体制に移行し、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託を活用しつつ定められた期間の健康観察を行う。【保健衛生部】

②　区は、必要に応じ、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供やパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。【保健衛生部】

③　区は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、区保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。【保健衛生部】

④　区は、新型インフルエンザ等患者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムを活用して行う場合は、症状が急変した時に速やかに医療機関での受診が可能となるよう、あらかじめ当該患者に、体調悪化時の連絡先等を伝えておく。【保健衛生部】

⑤　区は、新型インフルエンザ等患者の症状の程度、地域の感染状況、病床使用率

等を勘案し、やむを得ず自宅での療養を求めることとした時は、感染症サーベイランスシステムを活用した健康観察に加え、必要に応じて墨田区医師会の協力や外部委託を活用した架電等を通じて、直接健康状態を確認できるようにしておく。【保健衛生部】

(6)　健康監視

区は、検疫所から通知があったときは、区保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。【保健衛生部】

(7)　情報提供・共有、リスクコミュニケーション

①　区は、感染拡大防止のために広く注意を喚起する必要がある場合には、国及び都や関係機関等と連携し、集積した情報を分析の上、効果的に情報発信を行う。【保健衛生部】

②　区は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、区民の理解を深めるため、区民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。【保健衛生部】

③　区は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、都と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。【保健衛生部、関係部】

３　感染状況に応じた取組

(1)　流行初期

①　迅速な対応体制への移行

ア　区は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、区予防計画に基づく感染症有事体制への移行状況を適時適切に把握する。また、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、ＩＨＥＡＴ要員に対する応援要請等を行う。【保健衛生部】

イ　区は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等のＩＣＴツールの活用や外部委託、都での業務の一元化等により、区保健所における業務の効率化を推進する。国のシステムの仕様変更や疫学調査の方針変更等が発生した場合は、都と連携して、速やかに区における調査方針を整理し、周知する。【保健衛生部】

ウ　区は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して区保健所が実施する疫学調査や健康観察等の感染症対応業務について支援する。【保健衛生部】

エ　区は、都と連携して、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。【保健衛生部】

オ　区は、都と連携して、国及びＪＩＨＳが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【保健衛生部】

②　検査体制の拡充

ア　区は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、区予防計画に基づき、検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。【保健衛生部】

イ　区は、検査等措置協定締結機関等と連携して、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。【保健衛生部】

ウ　区は、国の方針や、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。【保健衛生部】

(2)　流行初期以降

①　流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

ア　区は、国が示した疫学調査の範囲及び方法を踏まえ、対象範囲や調査項目を変更の上、速やかに医療機関等関係機関に周知するとともに、区民に対し適切に情報発信する。【保健衛生部】

イ　区は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、応援職員の派遣、ＩＨＥＡＴ要員に対する応援要請等を行う。【保健衛生部】

ウ　区は、引き続き、区保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、都での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。【保健衛生部】

エ　区は、感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や業務負荷等も踏まえて、区保健所の人員体制や検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。【保健衛生部】

オ　区は、感染の拡大等により、病床がひっ迫するおそれがある場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、都と連携して、都が協定を締結した後方支援を行

う協定締結医療機関への転院を進める。【保健衛生部】

カ　区は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等生活支援の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。【保健衛生部】

② 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

ア　区は、区予防計画に基づき、区保健所や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査実施体制を整備するとともに、確保状況の情報を適宜、適切に都に報告する。【保健衛生部】

イ　区は、国のリスク評価及び方針に基づき、検査実施体制を適宜見直す。【保健衛生部】

ウ　区は、検査等措置協定締結機関等と連携して、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、都等への情報提供・共有等を実施する。【保健衛生部】

(3)　特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

区は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、区保健所における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う区保健所での対応の縮小について、区民等の不安や混乱が生じないよう十分に配慮し、丁寧に情報提供・共有を行う。【保健衛生部】

第１２章　物資

第１節　準備期

＜目的＞

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、区は、備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

１　感染症対策物資等の備蓄等

区は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等を行うとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条第１項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【保健衛生部】

第２節　初動期

＜目的＞

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、区は、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

１　感染症対策物資等の確保

区は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等に不足が生じることがないよう、その確保に努める。【保健衛生部】

第３節　対応期

＜目的＞

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、区は、各機関における必要な感染症対策物資等の確保に協力する。

１　備蓄物資等の供給に関する相互協力

都は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、関係各局、他の地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関との間で、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう調整に努める 。区は、都に必要な協力をする。

第１３章　区民生活及び区民経済の安定の確保

第１節　準備期

＜目的＞

新型インフルエンザ等の発生時には、区民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により区民生活及び区民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。区は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や区民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に区民生活及び区民経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

１　情報共有体制の整備

区は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や関係部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【危機管理担当、関係部】

２　支援の実施に係る仕組みの整備

区は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、ＤＸを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。【企画経営室、関係部】

３　新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

(1)　教育及び学びの継続に関する体制整備

区は、新型インフルエンザ等の発生時においても、分散登校や、オンライン学習と対面学習とを組み合わせたハイブリッド学習等の工夫により、教育及び学びの継続が可能となる体制の整備を行う。【教育委員会事務局】

(2)　物資及び資材の備蓄

①　区は、備蓄する感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条第１項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【危機管理担当、保健衛生部、関係部】

②　区は、事業者や区民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【保健衛生部】

(3)　生活支援を要する者への支援等の準備

区は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携して、要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。【保健衛生部、福祉部】

(4)　火葬体制の構築

①　区は、都の火葬体制を踏まえ、火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には区民部等の関係機関と調整を行うものとする。【保健衛生部】

②　区は、都と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、新型インフルエンザ等の感染拡大時においても火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備するとともに、必要な物資等の確保に努める。【保健衛生部】

(5)　その他必要な体制の整備

都は、国及び区市町村並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても廃棄物を適切に処理できるよう、適宜、情報共有を図るとともに、ガイドライン等を整備する。区は、都に必要な協力をする。【資源環境部】

第２節　初動期

＜目的＞

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、新型インフルエンザ等が発生した場合には、区民や事業者に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、等の基本的な感染予防策等の勧奨について周知するなど、速やかに対応を行い、区民生活及び区民経済の安定を確保する。

１　区民生活への配慮

(1)　区は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染対策を段階的に実施・準備する。【総務部、各部】

(2)　区は、区立・区営施設での感染対策の段階的な実施・準備や施設の利用縮小・休止の検討及び区が実施するイベントでの感染対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期を検討する。【企画経営室、関係部】

(3)　区は、行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、都に情報の提供を求め、必要な対応を準備する。【関係部】

(4)　区は、都からの依頼を受け、高齢者や障害者等の要配慮者への支援や、平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備をする。【福祉部、資源環境部】

２　生活関連物資等の安定供給に関する区民等への呼び掛け

区は、区民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の区民生活との関連性が高い物資又は区民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。【産業観光部、関係部】

３　遺体の火葬・安置

(1)　都は、新型インフルエンザ等の国内での重症化率、致死率等の情報収集を行うとともに、新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、都内の火葬場の経営者・管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働するため必要な準備を進めるよう要請する。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

(2)　区は、都からの要請があった場合には、感染拡大に伴う死亡者数の増加等により、地域の火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、震災等で予定されている場所等、一時的に遺体を安置できる施設等の設置及び運用準備を行う。【保健衛生部】

４　その他必要な施策の実施

区は、国及び都並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に

おける廃棄物を適切に処理する体制を整える。

また、国が策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に準じて、廃棄物を適切に処理する。【資源環境部】

第３節　対応期

＜目的＞

準備期での対応を基に、区民生活及び区民経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、区民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、区民生活及び区民経済の安定の確保に努める。

１　区民生活の安定の確保を対象とした対応

(1)　生活関連物資等の安定供給に関する区民等への呼び掛け

区は、区民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。【産業観光部、関係部】

(2)　心身への影響に関する施策

区は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。【保健衛生部、福祉部、関係部】

(3)　生活支援を要する者への支援

区は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。【福祉部】

(4)　教育及び学びの継続に関する支援

区は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じて、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。【教育委員会事務局】

(5)　生活関連物資等の価格の安定等

①　区は、区民生活及び区民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じて、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【保健衛生部、産業観光部、関係部】

②　区は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じて、区民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【保健衛生部、産業観光部、関係部】

③　区は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。【保健衛生部、産業観光部、関係部】

④　区は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号)、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号)、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。【保健衛生部、産業観光部、関係部】

(6)　埋葬・火葬の特例等

①　区は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。【保健衛生部】

②　区は、都を通じての国からの要請に基づき、死亡者数の増加により、地域の火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。【保健衛生部】

③　あわせて区は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。【保健衛生部】

④　万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、区は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。【保健衛生部】

⑤　新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、国が定める地域や期間においてはいずれの区市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、区は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

⑥　区は、「埋火葬許可証」の発行に当たっては、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第 56 条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。【保健衛生部】

２　社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1)　事業継続に関する事業者への要請等

都は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染対策の実施を要請する。区は、都に必要な協力をする。【保健衛生部】

(2)　事業者に対する支援

区は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び区民生活への影響を緩和し、区民生活及び区民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。【産業観光部】

(3)　区民生活及び区民経済の安定に関する措置

区は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態において、各行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずることを把握する。

３　区民生活及び区民経済の両方の安定の確保を対象とした対応

(1)　新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

区は、政府関係金融機関等が、新型インフルエンザ等緊急事態において、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずる場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。【産業観光部】

(2)　区民生活及び区民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

①　区は、各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた区民生活及び区民経済への影響に対し、必要に応じた支援を行う。

なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆ぜい弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。【関係部】

②　区は、国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、区民の権利利益を保護する。【関係部】

４　その他の対応

区は、国及び都並びに廃棄物処理業者と連携し、国が策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に準じて、廃棄物を適切に処理する。【資源環境部】

用語集

用　語	内　容
療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）	Ｇ－ＭＩＳ（Gathering Medical Information System の略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
医療計画	医療法第30条の４第１項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協定	感染症法第36条の３第１項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
陰圧室	感染症対策として、気流の制御を行うため、周囲よりも気圧が低く設定された部屋
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
隔離	検疫法第 14 条第１項第１号及び第 15 条第１項（これらの規定を同法第 34 条第１項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の２第３項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症危機対応医薬品等	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等

季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすＡ型又はＡ型のような毎年の抗原変異が起こらないＢ型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
協定締結医療機関	感染症法第36条の３第１項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか１つ以上の医療措置を実施する。
事業継続計画（ＢＣＰ）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第１項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第２条第４号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定（地方）公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康監視	検疫法第 18 条第２項（同法第 34 条第１項の規定による政令によって準用し、又は同法第 34 条の２第３項の規定により実施する場合を含む。）の規定により、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の３第１項（感染症法第 44 条の９第１項の規定による政令によって準用する場合を含む。）の規定により、都知

	事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
健康観察	感染症法第 44 条の３第１項又は第２項の規定に基づき、都知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成６年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び衛生研究所等が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び区市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第36条の６第１項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
検査等措置協定締結機関等	感染症法第36条の６に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）や宿泊施設等を指す。
国立健康危機管理研究機構（ＪＩＨＳ）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和７（2025）年４月に設立された機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具（Personal Protective Equipment:PPE）	飛沫などの暴露リスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原用語集 染経路や用途（問診、診察、調査、侵襲的処置等）に応 切なものを選択する必要がある。
サーベイランス	疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。
災害派遣医療チーム（D	ＤＭＡＴ（Disaster Medical Assistance Team の略）は、災

ＭＡＴ）	害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）	ＤＰＡＴ（Disaster Psychiatric Assistance Team の略）は、自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療福祉体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために都道府県によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。このうち、国の研修を受講し「災害・感染症医療業務従事者」として登録されたＤＰＡＴ先遣隊は、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
再興型インフルエンザ	感染症法第６条第７項において、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合
実地疫学専門家養成コース（ＦＥＴＰ）	ＦＥＴＰ（Field Epidemiology Training Program の略）は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、ＪＩＨＳが実施している実務研修
指定（地方）公共機関	都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又

	は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。
重点感染症	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等（ＭＣＭ）の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。本行動計画上では特措法における新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。
重点区域	特措法第 31 条の６第１項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域
住民接種	特措法第 27 条の２の規定により、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第６条第３項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新感染症	感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
新型インフルエンザ等	感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症（特措法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第６条第９項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の２第１項、第 44 条の７第１項又は第 44 条の 10 第１項の規定により、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第１項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経

	済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第６条第７項第３号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第４号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの
ゾーニング	病原体によって汚染されている区域（汚染区域）と汚染されていない区域（清潔区域）を区分けすること。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む都民等が適切に判断・行動することができるよう、都による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第４条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針
地方衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関）をいう。都においては、公衆衛生の向上及び増進に関する試験、研究、調査及び検査に関する事務を行う機関として、東京都健康安全研究センターを設置している。
定点把握	感染症法第 14 条の規定に基づき、都が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法
停留	検疫法第 14 条第１項第２号及び第 16 条第２項（これらの規定を同法第 34 条第１項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の２第３項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間（当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を

	考慮して政令で定める期間)、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、ＪＩＨＳから提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第２条第２号の２に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして特措法施行令第１条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
特定物資	特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
入院調整本部	管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門であり、都域を超えた広域での患者の受入れ調整も行う。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第１条に定める市）及び特別区
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の２に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含

	む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン
まん延防止等重点措置	特措法第２条第３号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の８第１項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第６条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部及び都対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称
流行初期医療確保措置	感染症法第 36 条の９に定める、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う措置。流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う。
臨床研究中核病院	日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第４条の３の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの

ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
ＩＣＴ	Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやＡＩ等が含まれる。
ＩＨＥＡＴ要員	地域保健法第21条に規定する業務支援員 ※　「ＩＨＥＡＴ」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
ＰＣＲ	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction の略)。ＤＮＡを増幅するための原理であり、特定のＤＮＡ断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。
ＰＤＣＡ	Plan（計画)、Do（実行)、Check（評価)、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ
ＰＨＥＩＣ	国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concernの略）。具体的には、国際保健規則（ＩＨＲ）において以下のとおり規定する異常事態をいう。 （１）疾病の国際的拡大により他国に公衆衛生リスクをもたらすと認められる事態 （２）潜在的に国際的対策の調整が必要な事態